

# 令和3年度 決算審査特別委員会会議録（第3号）

令和4年10月28日（金曜日）  
安 平 町 議 会 議 場

## 1 付託事件

No.	件 名
1	令和4年第8回安平町議会定例会 認定第1号 令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定について
2	令和4年第8回安平町議会定例会 認定第2号 令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	令和4年第8回安平町議会定例会 認定第3号 令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4	令和4年第8回安平町議会定例会 認定第4号 令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	令和4年第8回安平町議会定例会 認定第5号 令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	令和4年第8回安平町議会定例会 認定第6号 令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について

## 2 出席委員（9名）

職 名	氏 名	職 名	氏 名
委員長	工 藤 隆 男	委 員	三 浦 恵美子
副委員長	箱 崎 英 輔	委 員	内 藤 圭 子
委 員	工 藤 秀 一	委 員	高 山 正 人
委 員	米 川 恵美子	委 員	梅 森 敬 仁
委 員	鳥 越 真由美		

## 3 欠席委員

委 員	田 村 興 文
-----	---------

## 4 委員外出席議員

職 名	氏 名
議 長	多 田 政 拓

5 説明のため出席した者の職氏名

(1) 町長事務部局

職名	氏名	職名	氏名
町長	及川 秀一郎	副町長	田中 一省
総務課長	木林 直樹	総務課参事	小板橋 憲仁
政策推進課長	渡邊 匡人	政策推進課参事	山口 崇
税務住民課長	下出 佳史	税務住民課参事	熊谷 泰裕
会計課長	菊地 健	産業振興課長	森池 和哉
建設課長	塩谷 慎嗣	建設課参事	伊藤 富美雄
健康福祉課長補佐	佐藤 光枝	健康福祉課参事	池田 恵司
水道課長	蟹谷 光宏	水道課参事	谷村 英俊
総合支所長	大窪 好己	商工観光課長	村上 純一

(2) 教育委員会事務部局

職名	氏名	職名	氏名
教育長	種田 直章	教育次長	永桶 憲義
教育委員会参事	佐々木 英生		

(3) 監査委員

職名	氏名	職名	氏名
代表監査委員	小川 誠一		

6 議会事務局出席者

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	木林 一雄	課長補佐	石塚 一哉

## 会 議 の 顛 末

[開会・開議 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○委員長（工藤隆男君） おはようございます。昨日に引き続き決算審査特別委員会を再開します。

5番田村委員と小笠原監査委員から欠席の届け出が出ていますのでご報告致します。

また、健康福祉課阿部課長に代わり佐藤課長補佐が出席していますことをご報告致します。

只今の出席委員は9名であり、定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

---

○委員長（工藤隆男君） 答弁保留の件がありますので昨日に引き続き一般会計の歳出の質疑を行います。昨日の衛生費の審査の中で高山委員の質問に対する答弁保留がありますので答弁を求めます。

[熊谷税務住民課参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 昨日答弁保留となっていましたゴミ集積所の点検業務委託料についてですが、ゴミステーションの数ですが町内全域で369か所あります。その内この業務委託に該当するゴミステーションが安平地区と農村地区を除く遠浅、早来、追分の市街地区となっていて、この3か所で288か所のゴミステーションがあります。また、本業務に従事している人数ですが遠浅・早来地区が2名と追分地区が4名です。以上です。

○委員長（工藤隆男君） 高山委員よろしいですか。

○10番（高山正人君） はい。

○委員長（工藤隆男君） それでは一般会計歳出質疑について。一般会計の決算書、教育費118ページをお開きください。118、119ページについて質疑はあり

ませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 119ページの所の一番上の早来小中学校建設工事についてですが、こちらあくまで確認なのですが主体工事に支払った今回の金額は9億4191万円ですよろしいですか。そちら確認お願いします。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） はい。記載のと通りの額が決算額となっています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） ありがとうございます。今年度のことからちょっとズレてしまうのですが、今年10月の補正で24億4889万7000円になったということでそちらも確認大丈夫だというのが1点。  
あとその令和4年度の建物ができて引き渡しから90日中に払うお金は15億698万7000円で良いかどうかこちらも確認させてください。
- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員に申し上げます。只今の質問については令和4年度の予算ですので、今回は決算でございますのでそれを控えていただきたいと思います。

- 委員長（工藤隆男君） ご質疑はありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 鳥越委員。
- 4番（鳥越真由美君） 119ページ、ふるさと教育学社融合補助金の部分ですね。こちら昨年度から見ると半分ぐらいの決算になっているのですが、今学校が結構働き方改革を進めている中でそういうことが関係しているのかが1点。  
それからウチの町としてはふるさと教育をすごく学社融合ですね、力を入れているにも関わらずこれどうして決算が半額になったのか。コロナの関係もあると思うのですがそのところの説明をお願いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） ふるさと教育学社融合補助金ですが、令和3年度において見直しをかけています。ふるさと教育学社融合ということと言葉的にはかなり幅広くの意味合いになるものですから、例えば町外の施設見学においても例えばふるさと教育と言えば町内の状況と町外を比較することによって安平町の良さを知る形でふるさと教育ということによって位置づけられるところではあるのですが、かなりの授業について幅広く拡大解釈のような形でどんどん広がっている状況でした。そのことから学校、教育委員会で協議しまして本来のあるべき姿、特に総合的な学習時間を主に展開していこうということによって協議させていただきまして補助金としては総合的な学習の時間を主に出している。ただ、ふるさと教育学社融合については、学校独自で地域との結びつきにやっているとありますので若干の増減はありますが全体的なふるさと教育学舎融合事業については多少の減りはあったかもしれませんが、そう変わりはないのですが教育委員会からの支出については結果的に半額になってしまった形です。事業自体については大きな変更はありません。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） じゃあ今までこの項目で補われていたものに対してはどういうふうに学校側は補っているのか。そこを確認させてください。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 金額的な部分で、例えば金額の掛からないような形で実施するですとか先ほど言いました。例えば見学であれば保護者負担、そこは多分出ていないと思うのですが、それぞれ学校の中でやり繰りできる範囲のものをしております。教育委員会の支出がなくなったということだけであって学校独自で工夫して実施していただいております。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） もっとそうであれば、ちょっとこのふるさと教育というふうに町長や教育長の執行方針などにも力を入れていることを書いてあるので、だからそれから見るとすごく小さいなと思って。まあ拡大解釈はよろ

しくないかもしれませんが、きちんと外した部分をどこかで補うとか、それからもっとこの事業に対してもっと力を入れていくべきではないかなと思います。これ最後の質問です。

〔種田教育長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育長。

○教育長（種田直章君） ちょっと具体的な話をさせていただきますと、まず働き方改革で言うと学校側だけではなくて教育委員会の社会教育グループがかなり負担になっているということの軽減を図りたいというのがまず一つありました。それからもう1点は学校側はちょっと言葉がきついかもかもしれませんが、教育委員会に対して丸投げしているような部分があります。ですから総合的な学習の時間であろうと社会科の中で行われようと学校の教育活動である以上そこに評価が伴いますので、教員が主体的に関わる必要があるのですが、それがきちんと成されていない現状をやはり学校現場で自覚していただいて、学校の教育活動をきちんと改善していただく視点から今回この事業について色々と精査した経緯がありますのでご理解いただきたいと思います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） ふるさと教育学社融合事業について金額的に減ったということで、事業が縮小であったりのイメージになっているところかと思うのですが、これとは別にあびら教育プランということで令和2年度から先生サポートという形で、こちらについては学校の希望に応じて総合的な学習の時間をメインに、また別の角度でふるさと教育学舎融合と同じような事業展開をしています。テレビ放映等を見ていただいた方もいるかと思うのですが、馬学習ということでこれについてもふるさと教育学社融合事業ですが、そこについてはあびら教育プランという形の中で事業展開をさせていただいています。今後についてはこのあびら教育プランをメインにふるさと教育学社融合事業等を整理しながら改めて事業展開していきたいと考えています。以上です。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） ないようですので先に進めさせていただきます。120、121ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) ないようですので122、123ページ。

[三浦委員挙手]

○委員長(工藤隆男君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 122ページの教員住宅管理費の所。こちら聞いていたら申し訳ないのですが、工事請負費の所の教員住宅解体工事の部分で当初予算より増額になっているのですが、こちらの要因をお聞かせください。

[永桶教育次長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 教育次長。

○教育次長(永桶憲義君) こちらにおいては早来大町にあった古い教員住宅の解体でしたが、実際に工事施工を行う段階でアスベストの含有の要素が高いということになりまして、その部分で増額補正して対応した経過になっています。

[三浦委員挙手]

○委員長(工藤隆男君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) こちらも多分解体前に調べてアスベストがあったので増額になったという経緯でよろしいでしょうか。

[永桶教育次長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 教育次長。

○教育次長(永桶憲義君) これは確か実際に契約をして施工を始めた段階でその内容が判明して急遽補正したやり方だったと思います。

[三浦委員挙手]

○委員長(工藤隆男君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 教員住宅関係とかは事前にアスベストを調べて台帳を作ったりはなかったのですかね。そちら最後に確認だけさせてください。

[永桶教育次長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） 基本的には一度やっけていて、これはないという判断ではあったのですが昨今のアスベストの含まれる材料とかが若干あると判明してきて、この後は比較的そういう事例が起きましたので事前に再度調査して対応しているのがここからの始まりかなというところでは。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） 補足になりますが、令和3年度に実施したこの教員住宅と公営住宅の解体で今回のこの決算のようなことが発生しましたので、令和4年度に計画的な解体を予定しているものについてはアスベスト調査を実施しているというところになっています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ124、125ページ。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） それでは進ませていただきます。126、127ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちらも説明を受けていたら申し訳ないのですが、126ページの3項1目の学校管理費の報酬と給料それぞれ会計年度任用職員という項目があるのですが。こちらは報酬と給料の区分の違いと増額の要因をそれぞれ多分色々制度が変わった関係もあるかもしれないですが、こちら確認させてください。

〔永桶教育次長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育次長。

○教育次長（永桶憲義君） こちらについては、まず報酬について業務としては特別支援教育補助員、心の教室相談員などの比較的パート的な要素で行って

いるものが報酬として取り扱ってしまして、給料については公務補と臨時の教諭の任用ということで通年行っているものの対応となっています。ですので以下こちらにおいても上のパートについては社会保険の対応となりまして、下の会計年度については共済という福利厚生費も取り扱いが別になってきます。あとこれは採用年限というか継続して何年以上になれば共済に移っていくという形で昨今、今年の流れにおいても色々制度が細かく変わってしましてその切り替えの時期だとかが色々なケースが出ていますので、今のここに出ている内容の方々についてはそういった括りでやっています。

(理事者側協議)

○教育次長(永桶憲義君) あ、給料上がっているのは会計年度任用職員も継続して行った部分では昇給できる内容になっていますので、そういった制度も移行してこういう形になっています。

○委員長(工藤隆男君) あとはありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) なければ128、129ページ。

[高山委員挙手]

○委員長(工藤隆男君) 高山委員。

○10番(高山正人君) ここで社会教育総務費の中での12節の委託料の中で社会教育施設等長寿命化計画策定の業務委託料の所ですが、この内容について業務委託ということで計画書を策定するものだと思いますけれども、この計画書は何をもってして長寿命化をしようとする項目が非常にわからない。この何を目的で長寿命化のこれとこれとこれをやりますよと言ったような設計になって中身になっているのかお知らせいただきたいということと、入札の執行調書によりますと落札率が58.08%と比較的お安い値段になっていると。想定額よりもかなり安くなっているとなれば、ここに予定されたものとしてしっかり計画の中の中身ができているのか。この辺についてあまりにも金額的に差があるということは自分たちが想定した予定価格に載せられている分しっかり入っているのかどうか不安ですので、その辺について確認をさせていただきます。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 社会教育施設等の長寿命化計画ですが、この業務については基本的には図面視等によって劣化状況を業者さんに確認していただく。その上でランク的にはABCというランクがあるのですが、例えば外壁だとかそれから設備関係について判定いただいています。総体的な100点満点の点数を施設ごとに点数を付けていただきまして、その上で長寿命化計画ですので鉄筋コンクリートであれば80年持たすためにはどのような改修が必要か。基本的には外壁等の補修ですとか長寿命化改修を概ね何年程度、基本的には40年先、40年を見通した中で大体の年度ではあります例えば1期、2期、3期、4期ですね。それを更に前期後期と分けて2期目の前期に例えば全体的な長寿命化改修が必要ですよという計画を策定いただいています。執行率に伴ってかなり安い金額では落札いただいています、当初こちらで想定していた計画と同様なものが完成できたと担当としては考えています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 当初予定していたとおりのものができたよというところですが。長寿命化は大体僕らは今までの計画で出てくるのは外壁塗装ですとか外壁の傷んでいるところを補修する。もしくは屋根が傷んでいけば屋根の補修をすると言ったような外観的な部分がかかなり多いのかなという認識ではいたのですが40年とかという長寿命という計算をすることになれば当然中の配管ですとか機械等の長寿命化も含めた上での計画内容なのかなと考えて良いのか。あくまでも外見だけの寿命といった計算をしているのか。ただ、今回大丈夫ですというお話ですが設計されているところの感覚を見れば大丈夫かなと会社の信頼度も見えていましたので、これについては十分な注意が必要ではないかと思っていますがいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 1点目の設備関係、ここについては当然考慮した上での計画にはなっていますがご承知のとおりあくまでも配管関係は社会教育施設概ね30年以上経っているもの、30年以上前に建てられたものですのでなかなかその当時の図面どおりになっているかどうか不安がありますが、あくまでも想定される一定の係数を掛けながら設備関係についても計画に載せている状況です。また、金額的な部分でかなり安いというところについては、こちらの求めたものに対して一定程度の出来上がったものを納品

させていただいておりますので、そこについては現時点では何ら問題ないと考えています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 長寿命化計画、社会教育施設等ということで。今行政改革のプランもお示しをしながら施設の統廃合、そういった長期スパンの中で考えていかなければならない。そういった基礎資料としても活用しているわけです。ですから詳細調査、計画というより、そういった概要であって目的は十分達成されていながらそれぞれの施設については年数においてやっていかなければならない改修工事は実施計画の中で現在であれば向こう4年間見通して、例えば公営住宅の外壁、屋根、防水塗装、様々なことが実施計画レベルで更に踏み込んだ見積書であったり設計であったり、そういったもので議論させていただいておりますから。まず大きな見通しの中でこういった年数でこういったものがあるのか、それであればそこを改修工事を掛けないで廃止をして統合していった方がいいのか。そういったところも含めてのもんですから個別個々の部分を高山議員のご指摘のことまで内部のことまで行くと相当高額な計画になっていくものと思いますが、それはそれぞれの事業の中で精査をしていきながら、計画を持って進めていきたいと考えていますので、今回の目的はそういったところにもあったとだけ補足させていただきます。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 129ページの委託料で学びサポート事業委託料。先ほど教育長からも言われたように学社融合、ふるさと教育に代わってこちらに移行してきているというものだと思うのですが、これは新しい試みで安平町独自の事業となると思います。これ効果と評価がもしあれば私も関わっている例えば子どもたちや先生からは概ね好評なのですが、知らない方はたくさんいるようなのでわかっているところでお知らせいただければと思います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 学びサポート事業委託料についてですが、

学びサポート事業については大きく分けてアビラボの事業運営。それから先ほどご答弁させていただきました先生サポートというところで社会教育の部分と学校教育の部分の形で業務委託をしています。まずアビラボについては通常授業で週1回程度。夏休み期間、冬休み期間を除いて通常授業をやっています。そこに更にイベント授業ということでやっていますが、アビラボについては保護者面談等も実施していきまして、その中での意見では様々なことにこのアビラボを通えたことによって様々なことに興味関心を抱くようになったというご意見。それから自分の意見を言えるようになったというご意見をいただいていますので、こちらのアビラボについては自ら考え自ら学習する力、探求心を育む形の中で実施していきまして、これは保護者の面談を通した意見をお伺いすると初期の目的は果たしながら実施できていると考えています。それから先生サポートのところでは先ほど申し上げましたとおり総合的な学習の時間をメインに学校要望に基づいて授業展開をしています。令和3年度については14件、各学校からの要請に基づき実施させていただいていますが、こちらは学校の先生の中で一番興味関心がこちらで関わっていく中で興味関心があるのは授業づくりも当然そうなのですが、今ICT、例えばタブレット等を活用しながら授業づくりをしていますので、そちらの方はかなり関心を持っていただいて、令和2年度だったか令和3年度だったかちょっと年度はあれなのですが小学校の職員研修で来てほしいタブレットを活用した授業づくりについて研修してほしいという要請もありましたので、学校の先生たちにおいてもかなり今後に向けて好印象を持っていただいているなという印象です。以上です。

〔鳥越委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） アビラボに関しては2年前ぐらいに関わっていた子どもも今は高校生になっていますが、関わることですごくその子どもの保護者が言うには本当に人生が変わるぐらいのとてもいい効果があったと評価を受けている部分があります。ただ、たくさん子どもにまだ参加が繋がっていないところが残念だなと感じていまして。せっかく他にない本当にすごい授業だと思いますので、もっと先生サポートを拡げる中で一般の子どもたちと関わる時間が増えていくことも必要なかなと感じています。特別なものという目で見られている部分もありますので、アビラボ自体か。だからそうではなくて皆誰でも参加できるというウチの町の子どもたちだったらっていうところをもっと伝えていけないものかなと。せっかくのこの予算を持ってやっている事業ですので、大事にしていきたいなと思うのですがいかがですか。

[種田教育長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 教育長。

○教育長（種田直章君） 鳥越議員さんがおっしゃるとおりかなと思います。先ほど佐々木参事の方からもお話がありましたが、今年度教育行政執行方針の中にも安平教育プランについては教育課程に位置付けるということできちんと明記しているのですが、先ほどちょっと学校側の改善点の部分に触れさせていただきましたが、本来総合的な学習の時間は自ら課題を設定してその課題解決のために情報を収集してまとめて、それを自分の考え方をまとめてプレゼンに持っていくことが一つの学習の流れとしてあるのですが、実際なかなかそういう授業がどちらかという教師主導の授業形態から今言われている主体的対話的で深い学びに繋がってっていない実情がありました。それが例えば今安平町を去られましたが川島さんであるとか、今で言うと松岡さんが特に先ほども馬学習の話が出ていましたが明らかに学校で行われなければならない授業の流れの一つのモデルとして見せていただいているのです。ですからそういうものを学校現場の先生方が本来きちんと知って、それを学校の中で行われることが基本になると思うのです。それと同時に鳥越さんをご指摘されたように町中の全ての子どもたちというか、多くの子どもたちがそこに関わっていけるようなPRの仕方はこれから検討していかなければならないかなと考えています。

[鳥越委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 鳥越委員。

○4番（鳥越真由美君） 最後なのですが。今結構さっき学校側の働き方改革の話もしましたが、例えば鼓笛隊がなくなるだのそれからそういうふうに先生の負担を減らしていくことが今までの地域との繋がりというものが、先生たちの働き方を良くしていく上で削られて行っているのではないかと思っている保護者もいるようです。なぜこのタイミングなんだというものもすごく寄せられています。それを補うためにも是非この学びサポート、それからアピラボだったり安平町教育プランですね。それを本当に確実なものとしてこれから来る先生たち、今居る先生たちにもご理解いただいて、広い子どもたち、学校の子どもたち人数減っているのにそれでも改革しなければならない学校の実情って本当はどこに原因があるのだろうとずっと思っていますが、ウチの町にいるからできるんだよっていうことも知っていただくためにも今まで以上に皆に知っていただきたいと思いますが。最後これ質問として。

[種田教育長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 教育長。

○教育長（種田直章君） そうですね。安平町の一つの大きな特色でもありますのでそこら辺はこれから実績を積んでどんどん皆さんに理解していただきたいと思っておりますが、今ちょっと切り分けて考えていただきたいのは学校の働き方改革というのは前提として今お話されているかと思いますが、学習指導要領をご存知のとおり令和2年度に小学校、令和3年度に中学校が全面実施になりました、今の現行の学習指導要領ですね。その中で授業時数はきちんと示されていますので、学校の働き方改革というより学校のその限られた授業時数の中で例えば先ほど鼓笛隊のお話がありましたが、それが十分な練習時間をとった上でできるのかということかなり厳しいです。そうすると他の授業の時数を削らなければならないという状況が出てきますが、示されている学習指導要領の別表に年間授業実数というのは最低限の基準として載っている実数ですので、他の授業から持ってきてそういう時間を生み出すのはなかなか難しい実態があるので、これは確かに鼓笛隊なんかはこの前追分もファイナルの演奏会がありましたし、この前の日曜は安平小学校で行われた学芸会の中でも子どもたちがきちんと整列して鼓笛隊も発表してくれましたけれども、確かに良さは認めたいと思います。ただ、やはり学校の中で何を優先順位として取り組んでいかなければならないかとなった時に、なかなか難しい事実上の課題もあるということをご理解いただければと思います。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 学校の先生方が非常に昔も忙しかったと思いますが、今またそういったことも新聞とかで報じられているとおりに働き方改革が必要だということは教育現場にもあるとの説明が教育長からされたとおりにだと思っております。行政としても例えば先ほどICT、学校の中でも様々なICT教育でそこに若い先生だけではなく年配の先生方が得意ではない方もいると。そこを研修であったり機会を設けていますが、これから町としてもデジタル田園都市の計画を進める中で例えば録画で、動画でいつでも見ることができる研修の機会も常時デジタル化で学ぶことができるような、そんな仕組みも考えていますし。先ほど馬学習の話も出ました。ちょうど私だったり教育長もここで馬学習の成果をプレゼンしていただいて、それもあびらチャンネルで町民の子どもだけでなく親御さんにも見ていただくと。そういったことで、あれは遠浅小学校の総合学習の中で13回取り組んでいただきましたが、地域にも協力をしていただいて馬産地にも協力していただいた。まさしくふるさと教育じゃないなかなと思っておりますので、今までの固定したふるさと教育、学社融合の補助金で何かってところは大事なのですが、それ以外にも基本的な考え方をそこに置きながら幅広い展開、これ教育委員会だけに任せ

るのではなくて町部局も連携しながら学校の先生、また部活動の負担も先生方、中学校の先生方は特に多いので外部コーチであったりまたアビースポーツクラブも立ち上がりましたので、そういったところも有効活用しながらやっていく。そういった話や議論は内部でもさせていただいていますので、展開方向をきちんと置きながら先ほど鳥越委員がご指摘されたようなところの不安がないように親御さんにもきちんと情報を伝えるように我々もしますし、学校も努力して教育委員会も努力していきたいと考えています。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 高山委員。

○10番（高山正人君） すみません、私もわからないところがありまして。同じ所をお聞きしたいのですが、今の説明の中では非常にアビラボというこの会の中での子どもたちの集客というか集まる人数が少ないのではないかというお話を伺いました。現状どれぐらいの子どもたちがこの中に入ってサポートを受けていらっしゃるのか。まあ目的の数値というか何かがどれぐらいあるのか、目標値があるのかどうかお伺いします。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） アビラボの参加人数についてご質問かと思えます。アビラボについては令和3年度、基本的には早来地区追分地区の中で小学部中学部ということで4クラスで実施しています。令和3年度については早来地区小学部が8名、中学部は6名。追分小学部が10名、中学部は6名となっています。基本的には10名、総体で40名程度で目標としてやっていますが、ただ授業形態としてテーマを設定して、それからグループ分けをしてその中で協議テーマに沿って自分たちの考えを言い合いながら最適解を求めていくという事業づくりをしていますので、現在協力隊、委託業者のところで基本2名体制で事業づくりをしているのですが、これ以上増えるということであれば例えば1クラス20名を目標になると、その分人も増やさなければいけないこともありまして、当然たくさん子どもたちには参加いただきたいのですが現在の事業形態を考えると最大10名から12名程度。ここは参加いただいている子どもたちにとって最も効果の高いものになるのではないかといいところもありますので、当然人を増やせばその分経費負担も増えるところで大変悩ましいのですが、そこでその分を補うわけではありませんが先ほど説明した先生サポートで学校の教育課程に位置付けていただきながら今

まで実践してきたところをより多くの子どもたちに実践していきたいと考えています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ130、131ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ132、133ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ134、135ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ136、137ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ138、139ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ140、141ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 141ページで2点ほど伺うのですが。まず1点目のスキー場の管理についてですが、こちら今年度は降雪も多かったようで少し赤字額が減っていますが、毎年2000万前後の赤字が続いていてリフトの更新の方は何年後になるのかが1点目。

昨年長期的に見る必要がありますと、赤字になったからすぐに閉じるということではないと答弁いただきましたが、今後の見通し、何年後に赤字をどれぐらいまでに減らすという目標があるのかどうか1点。

あと2点目は委託料の関係で昨年も触れたかと思うのですが、施設管理業務委託料の部分、こちらパークの部分だと思うのですが今年度の実績はどれぐらいだったか。当初管理業務に人が来ないというのと単価が見合うように見直していきたいと当初予算では説明を受けていたのですがこの2点を伺います。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） まずリフトの更新ですが。基本的にはリフトについては25年程度と言われていまして、もう時期的には更新時期は過ぎていくところですが保守等実施していきながら状態的には年数は経っているけれども良い状況であると保守業者から言われています。ただ、電動ですのでなかなか、ちょっと壊れたから基幹的な部分が故障するとかかなり難しいところもありますので更新については新たに設置するぐらいの金額が掛かると言われていますので現在は具体的ないつ更新するというのではありませんが、何とか今の状態を維持しつつ継続していきたいと考えています。

また、赤字を減らす目標ですが、スキー場ですので屋外施設ということで現在赤字を減らすというよりも開設日数、ここがどれほどいけるか。ただ、ここについては、なかなかこちらの努力でどうにかなるところではありません。天候によってもありますので。令和3年度においては積雪量も多かったのですが、その前、更にその前でいきますと概ね1か月程度の営業日数になってしまったところ。このこちらの目標というか希望という形にはなってしまうんですが、12月の下旬ぐらいから3月中旬ぐらいまで何とか開設できるような天候になればその赤字額も減っていくものとは思っていますが、委員がおっしゃるとおり2000万程度の赤字もありますので何とかそこについては減らしていきたいという思いがありますが天候に大きく左右されるところでかなり難しい、具体的な取り組みについてはかなり難しいと考えています。

すみません3点目の委託料の関係でご質問いただいたのですが、ちょっと内容がよく理解できなかったもので、もう一度ご質問いただければ。

[三浦委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ再質問含めて、委託料の関係はこの委託料が増えている部分があるのでそういう実績を聞いたかったのが端的に言うところの内容なのですが。リフトの関係は丁寧に保守点検されていて今の状態が良いかもしれないですが、人を乗せて使うものなので故障すると危険だと思

いますので壊れた時には買い替えるか何かするか考えなければいけない。その時に経営状態や赤字の状態がどうなっているかを見ながら今後どうしていくのか検討されるのかと思うのですが、そこら辺どのように見込んでいるか。はっきり言えないかもしれないですが、そこら辺確認できたらと思うのですがいかがでしょうか。

[佐々木教育委員会参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 委託料の関係ですがスキー場、パークゴルフ場、それぞれの収支については歳入歳出決算資料の23ページ、主な施設収支調べの所で記載していますが、スキー場に関しては1947万4000円。それから安平山パークゴルフ場については847万円で、それぞれ収支的には1803万4000円の赤字。安平山パークゴルフ場については805万4000円の赤字になっています。スキー場については開設日数に応じた実績に基づく委託料となっていますので、当然開設日数が増えれば委託料も増える。また、開設日数が減っていけばそれに応じて減っていく契約になっています。

[及川町長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 今回スキー場そしてパークゴルフ場の関係の質問ですが、説明しましたとおり主な施設の収支調べというのは事前に配布したものにありわけです。当然安平山スキー場は令和元年に開設して34年ですが、定期点検行っていきながら長期的に故障箇所は改修を毎年行ってきているわけですから安全面についてはきちんと対応していることだけまは申し上げます。また、実施計画の中では令和5年度から令和8年度までの実施計画の中でこの索道を含めたリフトの更新というものの事業の頭出しについては令和8年度に実施計画で上がってきていますが、安平町としてはこれは教育的な観点から町民のスポーツ、運動、レクリエーション機能だけではなく小中学校のスキー授業、こども園も使っていただいている。そういったことから重要な施設だと位置づけています。当然数年前から子どもたちのリフト料金無償化していますので、当初昔は700万の歳入を計上ベースとして挙げていたものが今600万ぐらいの実績がありますが、これ非常にそういった意味においては収入が昨年度は好調だったと理解しています。ただ、この地球温暖化という絡みの中で全道のスキー場も閉鎖しているところが増えています。安平町も単に閉鎖すればいいのかと、そうではないと私は思っていますので、夏場利用も含めて何とか通年の施設の利用ができないかも既に議論が入っています。遠軽町の道の駅、あそこはスキー場と含めて夏場やっています。佐々木

町長とも話をさせていただいたり、ちょうど合併の推進協議会の総会が来週31、1日に遠軽であるものですから私も施設を見せてほしいという話もさせていただいて1日の日は午前中に施設見学するようになっています。夏場利用すると水が当然斜面に必要であったり様々な課題があるのですが、冬期間の最短でいけば三十数日しか営業できない、そこを考えていくと抜本的な見直し更には民間にできることは民間にお願いすることで考えていけば鹿公園の管理であったりパークゴルフ場、スキー場の夏場の通年利用、更には今回ときわ公園の全員協議会の中でも説明したように何か新しい取り組み、遠軽でいけばジップラインというスライダーみたいなものも好調だと聞いていますし。そこも見て来ようと思っておりますが新しい観点から検討できないかを既に庁舎内部では議論が始まっていますので、単に赤字だから云々というところではない新しい夏場利用も視野に入れて現在検討しているところです。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ142、143ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 143ページの所のスポーツセンター指定管理委託料の部分ですが、こちら営業努力もしているけれどもコロナで減収が続いていると以前答弁貰っていたのですが、今年度の実績と今後の見通しを伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 令和3年度においては指定管理者の営業努力により、収入部分については指定管理制度導入前あそこの施設については900万前後で過去には2000万程度あったところなのですが900万程度まで落ち込んでいたところを2年目にして1800万まで回復していただいたところです。この収入についてはなかなか難しいところですが、スタッドレス講習会ということで民間事業者による講習会、こちらの収入がかなり大きな割合を占めていて。ただこのスタッドレス講習会をやっていただいている事業者においては独自で施設を建設してしまったところ、それから経費削減によって過去利用いただいていた日数、時間をかなり削減、1回あたり半額程度の利用になってしまったところもあってなかなか、また更に年によって開催する

開催しないという事業者も出てきており、かなり苦戦してきているところ倍増していただいた。更にはその指定管理者においては合宿誘致、合宿利用についてかなり力を入れていただいて、令和3年度は僅かではあります。令和4年度にはかなりの実績を残していただいています。具体的に言うと道外大学チーム、それから実業団チームの合宿等の誘致に成功してしまして収入的にはかなりの成績をいただいています。ただ、スポーツセンター温水プールの部分、こちらについてはそもそも経費が設備的な部分で燃料費等かなりかかる施設ですので、また、利用が町民が主な利用のところであって、こういう言い方はあれなのですが町民利用、様々な減免をしておりますのであまり収入的には伸びない。スポーツアイスアリーナの方に町外利用があると結構収入が伸びるところで温水プールについてはかなり苦戦はしていますが、アイスアリーナについてはこちらも想定以上の収入増につなげていただいているところ。この収支については、また経費については電気料、重油、ここが大きな割合を占めてしまして基準管理費については5800万程度の設定をしていますが、燃料費、電気料合わせておおよそ半分以上占める形になっています。ここが現在かなり高騰していますので今後についても令和3年度においてもコロナの収入源、それから燃料分は若干ありますが令和4年度についてはそれ以上の補填が必要な事態となっています。ここについては節電等していただいているのですがその電気料金、重油の単価というところはなかなか企業努力ではどうにもならないところもありますので、ここについてはかなり苦戦というなかなか節減に至っていない状況です。ただ、そこはやはり努力しなければいけないところで教育委員会、私の方からも指定管理者については何とか使用料を減らす努力をしてほしいとお話をさせていただいて努力はいただいているので、何とか基準管理料5800万に近づく形で少しでも努力していきたいと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 今お聞きしましたらかなり努力をされていい方向に向かっているというお話だったのですが、物価高騰もいつまで続くかわかりませんしそこら辺節電も限界があるかなと思いますので、そういうところも業者さんとお話をよくしてもらって町民に一番良い形でのサービスを提供できるようにお願いしたいと思います。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 関連してちょっとお伺いしたかったのですが、指定管理ということで一括してお願いするという金額が大きいと。収支のバランスの目安になるものが私たちのところにはなかなか出てこないと。これが果たして指定管理をした方が良かったのか自分たちでやった方が良かったのかと言われたらそれは指定管理の方が良いとなっではいるのですが、中身の詳細について非常にわかりにくいところがありまして、決算上これできる限り開示できるものがあれば収支のバランスと言ったところでご提示をいただければと思うのですがいかがですか。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 収支状況ですが当然指定管理者からいただいていますので、どのような形でご提示できるかを検討させていただいて次年度以降わかりやすい資料提示ができるように検討していきたいと思っています。

○委員長（工藤隆男君） よろしいですか。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ144、145ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 145ページの関係で毎年確認するのですが、一時借入金の利子についてですが、こちら今回若干増額しているのですが今年度の借入はいくらで何日間、2日程度だと思うのですがレートはいくらだったのか伺います。

〔菊地会計課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 会計課長。

○会計課長（菊地健君） 一時借入金の利息についてご報告します。借入額については18億円。借入期間が令和4年3月31日から4月1日までの2日間。借入先は北海道銀行早来支店。借入利率が0.75%で18億掛ける0.75%掛ける365

分の2ということで7万3972円となっています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 借入額は昨年と一緒ですが利子が0.01%上がったことによる少し上がったという認識だと思うのですが、こちら今度何の基金から繰り替えている財源なのかが1点聞きたいのと、今後大きな事業、学校建設とかでも出ていくと思うのですが、この部分も増えていくのかどうか見通しなどを伺いたいと思います。

〔菊地会計課長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 会計課長。
- 会計課長（菊地健君） 繰り替え運用している基金についてですが、まず財政調整基金から7億、減債基金から3億、ふれあい基金から6億、まちづくり基金から2億、まちづくりファンドから2億。以上です。
- 委員長（工藤隆男君） よろしいですか。

（理事者側協議）

- 委員長（工藤隆男君） あ、ちょっと待っていただきます。
- 会計課長（菊地健君） 令和4年度に学校建設にかかる部分で大きな支出等が出てきますので当然財源不足は考えられます。そうなりますと基金からの繰り替え運用の額が増えることも考えられると思います。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） これ4条の規定からいくと20億が限度だと思うのですが、そこら辺は大丈夫でしょうか。

（理事者側協議）

〔菊地会計課長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 会計課長。
- 会計課長（菊地健君） 一時借入金の限度額は20億です、確かに。ですから3月までの間に一時的に資金が不足しそうな時に繰り替え運用することは可能です。3月末になる前に他の収入をもって基金の方に繰り戻しをして年度末

までには20億円以内に抑えるような計画をしています。

○委員長（工藤隆男君） よろしいですか。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ146、147ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ歳出の質疑を終わり歳入に入ります。8ページをお開きください。8ページ歳入に入ります。8、9ページでご意見ありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 8ページの所で2点ほど伺いたいのですが。まず2項固定資産財の部分の不能欠損なのですが令和2年、令和3年度と続けて多い金額が出ているのですが、こちらどのような要因かを1点伺いたいのと。

あと3項の軽自動車税の所の1目軽自動車税の所の収入未済、こちら未済出ているのですが何台分で、どのような要因か2点伺いたいと思います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） まず1点目の固定資産税の不能欠損の額ですね、令和2年度では1億6000万それから令和3年度が6000万ということで1億減にはなっているのですが、それでも6000万という大きな金額になっていると。これの主な要因というのがゴルフ場関係事業者ということでご理解いただければと思いますが、そういったところがどうしても敷地面積等も大きくてかかる税額も大きかったと、それにかかる影響が大きかったところと。

それと軽自動車税の未済額ですね。軽自の未済となっているのが現年分で49台、滞繰分で121台という状況です。

○委員長（工藤隆男君） あとございませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まずゴルフ場の件で多いと言われた固定資産税の関係ですが、こちら収納していただくにあたってどのような対応を行っているか1点。

あと軽自動車の関係、こちら繰越の部分もあるということで多分こちらも車検取れないのではないかなと思うのですが、どのような対応を行っているのか伺います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） ゴルフ場関係事業者への対応についてですが、これ流的に言いますともう既に次の新しい事業者に移っていたり、そもそも大元の会社が倒産してしまったりということで財産的にまるっきり別な方に移ってしまっていると。差し押さえるにしても押さえる財産がない状況があって経過的には年数経過、時効によって欠損という流れになってしまう部分が多いところです。少なからず営業が続けられているところは当然納税交渉はしていくわけです。仮に繰越しになっても1期分だけでも何とか今年度中にと交渉をしながら分割納付と言いますか、そういった形で収めていただく。場合によっては町の方で差し押さえをかけるなり対応するということが継続的に交渉は行っていますが、不能欠損に至る部分については既に別な会社に移っていたりしています。

それから軽自動車税の未済の関係、今議員が言われたとおり当然四輪の乗用、貨物については車検があります。当然2年に1回は最低限納税しないと車検が取れないこととなります。今残っている人も滞納されている方も2年以内には片付けないと車検取れませんのである一定数は収まってくると。ですがまた次の車検までの間で滞納が出てしまったりで、なかなか数字的には増えないようですが減りもしない状況が続いているところです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 固定資産税の関係は努力されているということで確認取れたので了解しました。軽自動車の関係もなかなか難しいのかなと思うのですが。あと例えばですが乗っていない車で車検も取らないけれど廃車手続きをしていない車とかの滞納もあるかと思うのですが、そのような現状が見れる、2年以上滞納している方もいらっしゃるかどうか最後に確認をさせていただきます。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 軽自動車の車検の絡みもあるのですが、当然複数年滞納となれば車検取れませんので疑いになると。実際、私どもも徴収の際には現地確認したり面談しますので状況を確認する上で当然使っていないで敷地に置きっぱなしになっていると。廃車の手続きもされていないというところが確認取れば私どもからお話もさせていただきますし、当然その中ではある以上税金がずっと掛かってしまいますよと。どこかの時点で廃車手続きをしないと継続してしまうので速やかにしましょうということはお伝えしていますが、なかなかご自身で手続きするのも難しいところですし室蘭とか苫小牧の自動車整備工場を含めてお願いするとそこでまた費用もある程度掛かってしまうことでなかなか進まない現状もありますが、見つけ次第どうか確認取れたら私どもからはお話をさせていただいているところです。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ10、11ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ12、13ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ14、15ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 15ページの関係で伺いたいことがあるのですが、7目土木使用料の所の毎年確認しているのですが公営住宅使用料の関係ですが、こちらなかなか回収も難しいというお話を聞いていて不能欠損にもできない状態ということで話を聞いていたのですが、こちら今年度はどのような、ちょっと増えているのですけれどもその後の進捗はどうなっているのが1点。あとは道路の占有料の関係もなかなか難しいということで伺っているの

すが、時効ないから残り続けているということですが今後はどうしていくのか。残り続けるしかないのかどうか確認をさせてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 建設課参事。

○建設課参事（伊藤富美雄君） こちらの住宅使用料について、毎年少ない金額ですが増額傾向にあります。令和3年度から4年度にかけてかなりの過年度分の徴収は行えたのですが、未だに入居者の中にはそれぞれ事情のある方がおりまして月々分割で収めていただいているのですが住宅料がどうしても高いものですから増額傾向になっていってしまうところが大きなところになってしまっているのかなと思っています。事務手続きとしては電話、訪問、催告書の発付をしたりとか、過年度分については結構な収入はあったのですが、やはり入居者については先ほどお話した部分がありましてどうしても減額にはなっていないかと。我々もちょっと様子を見ながらやっているのですが、あまりにも増額にどんどんなるようなことであれば法的手続きも取らざるを得ない部分もあるのかなと。それに向けてこれから我々も勉強をしていきたいと。調査研究していきたいと思っています。

○委員長（工藤隆男君） よろしいですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 道路占用料の関係についてですが、こちらの収入未済額についても毎年のように出ていることなのですが内容については税務住民課長が説明の中にありましたゴルフ場関連でして、これが毎年繰り越されている状況でして、新しい会社、業者さんの方でもしその滞納分が解決すれば同じくこちらの方も解決していくという内容になっています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 公営住宅の関係でどうしても難しいようなら法的措置も検討しているということですが、今生活が大変だという状況がある方もいらっしゃるのではないかなと思うのですが、そういう場合は仕方なく生活保護へ移行する場合もあるかもしれないのですが、そこら辺も相談とか健康福祉課などとも連携して乗っていただけているのかどうかの確認を最後にさせてください。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） まず初めに法的手続きについては今の入居者についてはまだ深くは考えていません。退去者についてまずはやっていきたいなど。それとその後、今の段階ではまだ入居者についてはもう少し我々の方で頑張っていきたいと思っています。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 入居者の方については丁寧に相談とかも受けてやっていくという認識でいいですね。はい、ありがとうございます。

- 委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 14ページの移住促進住宅使用料ですが、これ移住促進、この住宅に応招した人は何組とか何人いたのか。そして移住とか定住に繋がった人がいるのかどうか伺います。というのは平成30年の地震の時にこういった住宅を借りてその住宅を拠点にして道内あちこち観光に行っている人が追分公民館に避難してきた人がいるのですが、その方にどうして追分まで聞きましたら道内行きたい観光地に行くのに地理的に便利な場所だったのですからということで移住定住を考えているとは考えられないようなお答えを伺ったものですからね。それで実際これだけ移住を期待して住宅を用意しているのですからね。実際はどれぐらいの利用があって実績はどうだったのか伺います。

〔伊藤建設課参事挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 建設課参事。
- 建設課参事（伊藤富美雄君） 移住促進住宅の方ですが令和3年度においては、令和3年度と言いますか現在移住促進住宅については、管理戸数は2戸となっています。令和3年度は2戸とも埋まっています1件については平成30年の2月から、もう1件については平成21年の7月からと移住促進住宅の方に住まわれている状況にあります。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） 今の米川さんがご質問していただいた内容はきっとこの後審議になる28ページの所の財産貸付収入で出るのですが、移住体験住宅のことだったのかなと思うのです。お試し住宅と呼んでいるものですが、そのことでありますと令和3年度はコロナ禍ということがありまして実績ゼロの状況になっています。過年度分としてご説明申し上げます。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） ありがとうございます。今教えていただきました28ページの所とどちらで聞こうかなとチェックしながら先にあった方で聞いてしまいましたけど。それで違うことですが斎場使用料ですが、これは早来と追分と両方ありますが両方の使用について何件あったのか伺います。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 税務住民課参事。
- 税務住民課参事（熊谷泰裕君） 斎場使用料についてお答えします。令和3年度の斎場の使用件数ですが早来が49件。追分斎場が46件で合計95件の使用となっています。以上です。

〔米川委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 米川委員。
- 2番（米川恵美子君） 高齢化が進んでいますので随分お亡くなりになる方が多いかと新聞紙上などで見えていますけれども、これだけ使用していただきましてもその先を期待するというのもおかしな話ですし管理にお金が掛かることがありましたら将来的には1か所にした方がいいのではないかと思いますけど、そういったような計画はないのかどうか伺います。それからもう1件ですが、私まだ斎場の中に入ったことはないのですが斎場の使用料って町民は無料なのですか、それとも支払い、何らかの料金が必要になってくるのかどうかそれもお聞きします。

〔熊谷税務住民課参事挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 税務住民課参事。

○税務住民課参事（熊谷泰裕君） 私の方から料金についてお答えします。火葬に際しましては町内の方は1万5000円。町外の方ですと倍の3万円となっています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 火葬場についても現在行政改革の方で合併した町なので、同じ用途の公共施設こういった斎場もそうですが統合も当然計画の中には入って参ります。震災の時には早来斎場が長期間使用できなかった。そういった時には追分の斎場で対応できたこともありますし、またこの炉については耐火煉瓦の改修にも億単位で掛かってきますから。更には動物炉についても非常にこれ追分斎場の方ですが使用頻度も高い。これ町外の方からも利用されている。そこはきちんと管理料も掛かっていたり施設の設備の更新もかかってくるわけですので、その料金の見直しも合わせて既に検討に入りましたけれども、そういったところも最終的な割合含めて全員が使う施設ですけれども日常使う施設ではありませんから。そういったご負担についての負担感はないだろうと思っていますので。そこは維持管理料であったり施設の設備改修、更新に見合うような使用料の見直しも行っていきたいと。施設の統合も含めて行っていきたい考えを持っています。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 町民の使用料も費用が掛かるということですが、先日私の身内が札幌で亡くなりまして火葬を使わせてもらいましたが札幌市民は無料でした。だからこの旨町民も将来的にはそんなことは考えていないのか伺います。

（理事者側協議）

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 先ほどは町民が1万5000円、町外の方が2倍の3万円。通常火葬の部分で我々はいだいていると思っていますが、当然会場使用料込みですから火葬で1万5000円いただいた上では会場使用料だけで考えれば無料という形になりますから、その札幌の施設の料金の取り方がそこはわかりませんが火葬の関係では1万5000円、会場使用料含めてですね。そういうことで先ほどは答弁したということです。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 16、17ページ。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 16ページの追分公民館の使用料ですが。今可動式の座席が使えない状態になっていますが、これは可動式の座席が使えなくても使えても使用料は同じなのか伺います。

それから前から行事するにあたり使えるようになるかどうかお伺いしてましたら、9月を目処にと言っていましたが今はもう9月過ぎてしまって、それでも直りませんのでね。その後のことについての予定をお聞きしましたら、まだ決まっていなくてね、いつ修理できるか決まっていなくて伺いましたけども実際はどうなのか。修理する意思があるのか、それとも修理したいと思っているけれどもまだ目処が立たないのか。それとも目処が立っていていつ頃までには修理を終了して使えるようになるのか。その辺のところを伺います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） 追分公民館の使用料については可動席の可動するしないに関わらず同額の使用料をいただいています。

可動席の改修については以前の議会でお話したかどうかあれだったのですが、そもそも部品が手に入らないところが一番。当然早く直したいと考えているのですが、部品が今年度確認したところ来年度以降でなければ手に入らないのではないかと形になっています。そこでまだ正式には決定していませんが、まずは発注しなければそもそも見通しも立たないところで、例えば2か年で今年度発注して来年度工事ですとか、早急に改修できるような手法について現在検討しているところです。

○委員長（工藤隆男君） よろしいですか。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ18、19ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ20、21ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ22、23ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ24、25ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ26、27ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ28、29ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ30、31ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ32、33ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ34、35ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） すみません、こちらもちよっと素人でわからない部分

があるので伺うのですが、34ページの6目の雑入の部分の北海道横断自動車道救急業務支弁金の部分の算定基準。こちらどのようになっているか伺います。

[小板橋総務課参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 北海道横断自動車道救急業務支弁金の関係でご質問いただいているかと思いますが、高速道路における事故等に対応するための費用として支弁されるものでして日本道路公団と胆振東部消防組合との間で救急業務に関する協定書が取り交わされています。支弁金として胆振東部消防組合から安平町へ納入されるものでして、胆振東部消防組合では追分町インターチェンジと穂別インターチェンジ、こちらの2か所を受け持っていることになっていまして。支弁金の算定については基準額に人口規模の高速への平均出動件数の割合それにインターチェンジを2か所持っているということで1.5倍という割増しの利率を掛けた金額が支給されることになっています。以上です。

[田中副町長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。この部分については先ほど穂別と言いましたので胆振東部消防組合の中で安平町とむかわ町の部分が合算されて分割係数によって分かれて入ってくるという形ですのでこれが全ての金額ではないと。むかわ町の金額に2分の1で按分されて390万が入ってきているということです。以上補足します。

[三浦委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） じゃあ前年度で若干減額なのは人口減とか救急の出動回数などで関係しているという認識でよろしいですか。

[小板橋総務課参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 総務課参事。

○総務課参事（小板橋憲仁君） 今三浦委員がおっしゃったとおりお見込みのとおりで、出動件数によってと人口規模と言いますか人数で割合で計算されることになっています。

○委員長（工藤隆男君） よろしいですか。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 35ページが一番下の臨時財政対策債ですがこれは5年までの対策と伺ったのですが、これ国の交付金が遅れるから一時的に債権を起こしてという説明だったかと思うのですが。すみません、もう一度詳しく教えてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 臨時財政対策債になりますが、国の地方特別会計の財源が不足しまして地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして充当する地方公共団体自らが地方債を発行させる制度だということで今年度臨時財政対策債として発行可能額ということでこの金額を提示させていただいているところです。以上です。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） わかりました。地方債発行させるとなると、これ債権ですからこれは利息の支払いは生じないのですか、こういう場合は。どうなのですか。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 元々国の方から交付税で発行すべきものが国として足りないものとなっているものですから、そこを借りてもいいですよということで発行限度額を定めさせていただいて町として起債を起こさせていただいています。こちらについては後年国の方から補償されるということですので、議員がご質問いただいた内容のとおりかなと認識しています。

○委員長（工藤隆男君） なければ最後のページ、36ページいかがですか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら何点か伺いたいのですが。1番目の合併特例債の関係ですが、こちら全体の上限がいくらで今いくらぐらい借りているのかもし確認とればそちらお願いします。  
あとは教育債の部分ですが緊急防災減災の部分のこちら交付税措置はいくらか、この2点お願いします。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 政策推進課長。
- 政策推進課長（渡邊匡人君） すみません、今全体的なものの手持ちがないものですから後ほど資料としてお渡しさせていただきたいと思っています。

（理事者側協議）

- 政策推進課長（渡邊匡人君） 地方債の部分の交付税措置ということでよろしいですね。7割になります。
- 委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） 質問がないようですので以上で歳入を質疑を終わり、総括的な質疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

〔工藤秀一委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 工藤秀一委員。
- 1番（工藤秀一君） 安平町は交通安全を推進していて飲酒運転の撲滅に向けているところと思いますが、町内の公共交通である循環バスとかデマンドバスまたスクールバスの運行業務は委託されている状況ですが、これらの運転する時のアルコールチェックのことについて伺いたいのですが。そのアルコールチェックする設備の、測定する機種を選定だとか購入費とかメンテナンスについて運用管理についてどのように行っているか伺います。

〔山口政策推進課参事挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 政策推進課参事。
- 政策推進課参事（山口崇君） 私の方からまず循環バスとデマンドバスの管理運行の部分でお答えしたいと思います。循環バスについてはあつまバスの業務委託をかけている状況でして、アルコールチェックは日報という形で報告が上がってきましてその部分を把握している状況となっています。ご質問のありましたアルコールチェッカーの機種を選定だったりどういった管理をしているかについては、この辺については業者の方へお任せしている部分になっていまして確認ができていない状況です。以上です。

〔永桶教育次長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 教育次長。
- 教育次長（永桶憲義君） 私どものスクールバス等こども園も含めてになるかと思いますが、そういう部分では委託で今山口参事がお話されたような内容で運行事業者としてはそういう対応をとっているのですが、私たちの方もその機種のメンテナンスまでの把握はさすがにしていません。

〔工藤秀一委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 工藤秀一委員。
- 1番（工藤秀一君） 今お伺いしますとアルコールチェックとかその安全運転に関するところは何かお任せのような状態になっている状況だと思いますけれど、町内でも飲酒運転で検挙されたりとかある中でそれで良いのかなと私今疑問に思ったのですけど。これら私もそういうアルコールチェックする設備のインターネットで検索してみたら、不正をしないためとか見落としのない管理をするためのやり方とか色々出てくるのですね。なのでそのアルコールチェックしているところの管理をしっかりしないとどういった日報が出てくるのか、個人で管理しているようなので多少であれば自分でチェックしたようにしてしなかったりとか色々悪さするのかと思いますので、そのところは今一度検討必要かなと思いますけれどもいかがですか。
- 委員長（工藤隆男君） あの、工藤秀一委員。
- 1番（工藤秀一君） はい。
- 委員長（工藤隆男君） 内容が今の決算の内容と違ってるので、
- 1番（工藤秀一君） 委託しているのですよね。費用掛かっていてその設備の費用であるとかメンテナンスとかが入っているのか入っていないかとかですね、それが正しいやり方なのかどうかを質問しているつもりなのですが。
- 委員長（工藤隆男君） このままいくと何でもありになってしまうので、
- 1番（工藤秀一君） であればまた別な機会にでもやりたいと思いますけれど

も。

〔山口政策推進課参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 政策推進課参事。

○政策推進課参事（山口崇君） 今管理の部分を町はお任せしているのではないかというご印象だったのかと思ひまして説明不足だったのでお答えします。あつまバスについては既に道路交通法に縛られたバス運行者として国土交通省の法に準拠した形でのバス運行をしています。そのバス運行事業者に対して町は循環バス、教育委員会であればスクールバスを委託している状況になっていまして、町の方での確認は確かに不足してはたのですがそれ以前に法の管理の下あつまバスについてはしっかりとしたチェック体制が行われている前提があります。この部分について改めて確認はしておきたいと思ひます。

○委員長（工藤隆男君） なければ以上で歳入の質疑を終わり、

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） すみません、何点か確認させていただきたいのですが。まず1点目、中期財政計画と今年度決算について確認させてもらいたいのですが、一般会計の財政規模について中期財政計画では令和3年度の歳入歳出が82から83億程度とされていましたが決算では歳入95億、歳出93億と、およそ10億ほどズレているのではないかなと。令和2年度も20億程度ズレていましたが、新型コロナウイルスの感染症とか予想外の事態も2年以上続いています。計画からズレてるという印象で。中期財政計画では令和元年、こちら策定されたのは令和元年12月だと思うのですが、4か年計画で胆振東部地震の復旧も踏まえた計画である認識からこのズレをどのように検証しているのかを聞きたい、確認したいのが1点。

2点目がこちら素人であれなのですが、令和3年度の減債基金を積み立てているのですが、積み立てる額や積み立てるか否かの判断基準はどうなっているかが2点目の確認。

3点目の確認が流用充用についてですが、決算書の備考欄に流用充用について書かれていますが、こちら細節が書かれているものと書かれていないものがあるのはなぜか聞きたいのと。この備考欄を見るだけではお金の流れがわかりづらいと印象を受けていまして以前から他の議員さんも取り上げていると思ひますが、手間かもしれないけれどもわかりやすい一覧表を作るか、それか備考欄に何費から何費に流用とか予備費をここに充用とかを書いてもらえると決算の審議をしやすいのではないかなというのが3点目。

あと義務教育学校の関係でこちらあくまで確認ですが今年度、令和3年度の国庫は国庫額がいくらだったかというその国庫額に対して文科省からの支出は何パーセント入ってきたか確認と。

あとこちらちょっと決算と関係ないと言われてしまったら申し訳ないのですが5点目の確認で。プールに通う関係であくまで噂で聞いたのですがバス代が掛かると町民から伺ったのですが、もちろん無料だとは思いますがこちらの確認と。あと土日がバスで通えなくなったとも聞きましたがどのような対応になっているのかが5点目。

あとは義務教育学校がお金がかかることで先送りした事業があるかどうかということと住民サービスの低下は無いか。無いようにやってらっしゃると思うのですけれども確認させてください。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） いつもたくさん総括でご質問いただいて今なかなか整理が多過ぎてできていないところもありますので、ご答弁で不足がありましたらもう一度ご質問いただければと思っています。中期財政計画と実施部分の違いについては、こちら令和元年に作成させていただいた計画でありまして、震災下での策定であったものですから震災復興の関係の災害関連で翌年度に繰り越していたり、その際にもコロナということで新たな事業も増えてきたところもありまして財政計画と実際のところに差異が出てきてしまっているのかなと思っています。昨年からの比較でいきますと10億ぐらい減少はしているのかなと思っています。こちら災害復旧が令和2年度で終わりまして、こちらは議会の場で皆様方に災害関連の一連の資料もお配りさせていただいている。そういったところでまず10億円ぐらいの減少、それに加えてコロナの交付金ですか、そういったものを活用しながら復旧させていただいたところですか、色々コロナ関係でも大きく数字が動いているところがありまして、そういったところが計画と実際のところで違っているところなのかなと思っています。そういったところを踏まえながら現在新しい財政計画をですね後期基本計画と合わせながら財政計画の推移も見ながらこれから実施していく事業も睨み策定していますので、この辺は繰り返す形になりますが改めまして議会の場にて説明をさせていただく機会を設けさせていただきたいと考えていますので、まず1点目についてはこれでよろしくお願ひします。

減債基金の積み立てについてはこれもコロナの関係で国の方から給付いただいたものを積み立てている流れになっていますので、町への配分金と言いますかコロナ関係の減債基金ということで後年度にわたって起債関係の支払いとかが出てくる部分に充てるところで今、令和3年度積み立てをさせてい

ただくために交付いただいたものです。

(理事者側協議)

[菊地会計課長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 会計課長。

○会計課長(菊地健君) 私の方から流用充用の関係についてご説明させていただきます。節までの記載のものと細節までの記載のもの。違いについてですが、細節まで記載があるものについては節内流用されているもの。同じ節の中でも違う細節に流用したのものについては細節までの記載となっています。それ以外の節間流用ですと節までの記載となっています。資料の流充用の表示の仕方については後ほど我々としてももう少しわかりやすくできるかどうか検討させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

[渡邊政策推進課長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 政策推進課長。

○政策推進課長(渡邊匡人君) 国庫の補助率になりますが、通常でいきますと50%というのが国庫になるのですが過疎の指定を受けているので55%となっています。以上です。

[永桶教育次長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 教育次長。

○教育次長(永桶憲義君) 実際に収入となっているのは22ページの国庫金の欄の国庫補助金の学校施設改善交付金という部分が本年度入っているものですが、こちらは工事の進捗状況が歳出では概ね3割ちょっとでそれに見合った部分の完成分に対する収入ですから、考え方としては対象となる部分の先ほど課長が説明した55%というのが考え方としては収入となるところです。

(理事者側協議)

[山口政策推進課参事挙手]

○委員長(工藤隆男君) 政策推進課参事。

○政策推進課参事(山口崇君) プールの利用のことなのですが、きっと土日も使えないことも関わっていたので循環バスが今土日もやっていないということと、以前せいこドーム、プールに行く場合、助成金があったところが今なくなったのが合わせたような質問だったのかなと思ひまして。まずバスの部

分のご説明をしたいと思います。せいこドームを廃止して循環バスにする時にその辺の料金設定を議論されたのですが、現状としては一律200円いただくことで統一してやっています。土日運行は確かに今不便という声が届くのですが、限られた財政の中で限られた運行をしていく部分で平日運行という形でここはご理解いただきたいと重ねての説明になります。また、それに伴いましてプール利用。こちらをどのようにしていくかでは、この後教育委員会の方で対策をやってきた部分がありますのでそちらの方でご説明を、バトンタッチしたいと思います。

〔佐々木教育委員会参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 教育委員会参事。

○教育委員会参事（佐々木英生君） プールバスのところでいきますと山口参事の方からご答弁したとおりの統合となっていますのでそのような形になるのですが、統合になった際にバスの利用券等も配布させていただきましたが、ここについてはなかなかご利用も無かった。単年度でそのサービスは終了しているのですが、その分指定管理者の方でやっている自主事業それからそこについて健康寿命延伸事業と教育委員会として位置づけまして、教室に通っていただいた方にポイントを付与する形で今現在運用しています。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 最後に義務教育学校建設によって事業が何か先送りだったりされたものがあつたかという趣旨の質問だったと思いますけれども、これは胆振東部地震からの復旧復興ということで復興計画に基づいて様々な事業を行ってきておりますから当然様々な細かい事業については先送りしているものもたくさんありますが、これが義務教育学校に何か起因しているようにとのご質問ですが、そこはないと。ですから義務教育学校については国の交付金だったり過疎債も起債になって、ふるさと納税も一般財源も含めてきちんと財源を確保した中で進めている事業です。来年度以降については今実施計画の中で執行方針の中でも言わせていただいていますけれども、こういった積み残した様々な環境整備だったり道路歩道といった事業について、これから計画立てながら整備を行っていきたいという考えはありますが、何か義務教育学校によって事業が先送りされたということではないということです。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 1点目の質問に関してですが。色々予想外の事態もあってズレてきているということで答弁いただいておりますが、今後楽観視もできないのでしっかりと後期計画を策定されると思いますけれども、色々なことも加味しながら計画をやってもらって、安平町の財政が安定的に運用されるようにということでこちら考え方は一致すると思いますけれども一応確認の意味で質問をさせていただきます。

あとはプールのこともですが、こちらポイント付与で行うことが町民にとって望ましいか、それともバスの利用料の減免とかでやってもらう方がいいのかということは利用者に聞いていただいて検討し続けていただけたらなって。利用たくさんしてもらえるといいと思いますのでその辺の考え方を伺います。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） まず1点目の中期財政計画とのズレということですが、先ほど渡邊課長が答弁したとおり震災というのは何千年に1回の大きな震度7の胆振東部地震があったと。そういった対応を行いながら、また100年に一度の疫病コロナ禍の様々なこれ歳入もきちんと国の方からいただいて手厚く様々な町民の生活にまた事業者、更には病院医療関係者に困らないように手当てしていることですから。その中期財政計画との差はそういったことでご説明をしながら議会の中でご承認いただいていたと思っています。しかしながら、実施計画については震災時について3か年ではなく作業の関係で1年分ということやってきました。その後は3か年分の実施計画をやりながら中期財政計画との基金の差であったり支出の差、そういったものを全て分析しながら後年度の財政の基金の残を含めて議論させていただきながらできる限り取り崩しをしない中で有利な交付金等を活用しながらやってきたということです。ただ、今後今時点でいけばまだ何とか計画していた基金残、見合う分だけはあるのですが、今後逆に懸念しているのはこういった世界情勢に伴ったこともあろうかと思いますが例えば上下水道。下水道については公会計も導入していかなければならない。水道インフラの部分についても当然震災の影響はまだまだ色濃く残っています。ですからそういったものが震災から4年過ぎたこれからじわじわと出てくるということも考えられるわけですね。ですから我々が一番心配しているのは上水、下水を含めた特別会計の会計状況。そういったところも一般会計から繰出もしているわけですが、そこを増やしていかなければなかなか難しいのか。また水道料金の値上げも合わせて考えていかなければならないのですが、今そういったことが物価高もありますからタイミング的には一番よろしくない時期であるという認識があり

ますが、いずれにしても後期財政計画の中でそういった対応は計画を作りながら議会の皆さん方に説明し、そして町民の皆さん方に安心していただける財政運営を引き続き行っていきたくと考えています。

プールについてはこれも前段にありました施設の統廃合、ここも絡んでくる案件かなと思っています。追分プールについては夏場の2か月程度の利用ということで。それも利用者が極端に少ない6月、9月に向けての利用者数というところもありますので、せいこドームの温水プールの方に一元化というところも既に検討も入っています。そうした際にはその送迎含めたものも合わせて見直しをしていかなければならないのではないかなと思っています。ポイント付与についてはプールに限ったことではなく運動教室であったりボランティア活動であったり、商業の活性化だけではなく健康増進というところも見合せて実施をさせていただいているポイントあびらですから。そこは切り分けてご理解いただければと考えています。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） すみません、最後に財政計画のことを色々触れさせていただいたのですが積立基金に関して定期で積んでいるものはお金を動かさないのだと思うのですが、こちら今利率もだいぶ下がっているので利率下がっているところで定期に積んでおくよりは、これ素人考えですが備荒資金になんぼか移行していくということも財政運用について考えられる手の一つかなと思うのですが、そちらの考え方が今後あるかどうか最後に伺います。

〔渡邊政策推進課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 政策推進課長。

○政策推進課長（渡邊匡人君） 基金含めた財政の部分でご質問いただいたかなと思っています。町としては今、基金ということで45億ほど全体としてあります。これは全道的に見ても40億超えている基金を積み立てている所はまず38自治体、市を加えて大体58自治体なので基金の積み立てが多い少ないかという割と上位の積立額があるのかなというのが一つです。備荒資金へという所ですが、震災から復興作業含めて様々な基金を取り崩したりですとか様々な交付金事業を活用しながら3年間事業として進めさせていただきまして、これから復興に向けて様々な取り組みがきちんとした形ですと言いますか進めていけるのかなと思っています。今委員からご質問いただいた備荒資金への積み立てという観点も今後検討していく一つの要素ではあるかなということで当然認識していますので、いただいたご質問ご意見については今後の検討課題とさせていただければと考えています。以上です。

○委員長（工藤隆男君） ありがとうございます。時間となりましたので、

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） あ、昼からにしていただければ。

○10番（高山正人君） 昼からですか。わかりました。

○委員長（工藤隆男君） 時間となりましたのでこれで終わらせていただいて、  
昼からは歳入歳出の最後の質疑をお受けしたいと思います。1時まで休憩と  
します。

休憩 午後 0時02分

---

再開 午後1時00分

○委員長（工藤隆男君） 午前中に引き続き一般会計の総括的な質疑をお受けし  
ます。総括的な質疑はありませんか。

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 私の方から基金運用状況についての書面がありましたの  
でここでお聞きしたいことがあります。基金の積み立てですから通常いつ運  
用するかは常に行っていく可能性が十分あるかと思うのですが、この中で普  
通預金と定期預金といった仕分けは当然されるわけですが、この定期にする  
といったところでどの程度定期にするとかいったような基準的なものがある  
のか。もしくはここは使わないだろうというところは定期にするとかって、  
これよくわからないのですよね。結果的に普通預金で全部していれば常に動  
かしたりできるけれども定期にしてしまえば固定的に使えないという話です  
から、この辺についての運用に関して何か定義があれば教えてください。

〔菊地会計課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 会計課長。

○会計課長（菊地健君） 基金の運用についてのご質問ですが、普通預金と定期

預金それぞれに分けて積んでいます。特に明確な定義というものはないので、当分この資金については運用する予定がない場合に定期的に積んでいるものと解釈しています。以上です。

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 高山委員。

○10番（高山正人君） 固定的な定義がないことは確認できましたので、わかりました。では、次の違うことについてご質問させていただきます。データの中で、決算資料の中で一人あたりの町税に対する支出額という統計が出ていまして、ここ最近数字的には高い。3年度は30万超えていますので、これから先一人あたり30万超えていくこの状態が町民一人一人少しでも納付額が少なければ暮らしとしては楽なのですが、行政的には人口が減ってくれば当然収税を上げていかなければならないというこの策をもってして乗り越えていけないといけないのが現状だと思いますけど。当面この一人あたりの納付額というか支払いという税金に対する考え方、定義があれば教えてください。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 町税での一人あたりの納付額ですが、町税全体、住民税、固定資産税含めてこのぐらいのご負担をいただいていることになろうかと思えます。実際議員ご承知かもしれませんが、例えば住民税であれば大口所得者と言いますか高額所得者の方の影響が非常に大きい部分もありますし、固定資産税については大規模な例えばソーラーパークですとか、そういった影響も非常に大きい所もあります。資産税であれば経年で落ちたりもあるのですが、概ね次の投資を見越しながらこの程度は入ってくるのではないかと思いつながらも大口所得者の影響もあるので、町としてはこのぐらいの推移をとということで考えています。

〔高山委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 高山委員。

○10番（高山正人君） そうですね。うちの町は特に税の格差というわけではないですけど大口というところと一般的なところで結構大きな差があるのかなと。当然その振れが大きいのでどうしても固定的な部分の個人の納付額が非常に難しい状態であるのが現実かなと思います。また、次から次へ固定的な大口な納税者が増えるとは当然無いでしょうけど、時の景気によっては左右される部分が多いので単年度的には上がったり下がったりを繰り返していく

のかなと思っています。できる限り町民が長い間この町で暮らしていく以上、税金はできるだけ少ないところで嬉しいサービスを提供していただければというのが町民の願いですので、これに対しては十分配慮いただいて一人あたりの納税額を検討していただくようお願いして終わります。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

[米川委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 私からは3点ほど伺います。まず1点目、町税の不能欠損額が多額ですが、これはもう徴収不可能ですから仕方ないですね。それで未済額を不能欠損にしないための徴収の努力が必要かと思えますけれども、どのような対策を考えているのか伺います。

2点目、道の駅の集客数が減少していると伺いましたが、原因は何か思い当たる節はあるのでしょうか。コロナ感染症で外出を控えているためだと考えているのかどうか。それから町が補助をして管理していただいている観光協会の補助の経費に対して売り上げ状況はどうなっているのか。経営状況を把握していると思いますが、いかがですか。

3点目は高齢者福祉の事業についてですが、当初予算に対して決算が減額になっています。これは事業を停止していますのでこれは当たり前のことですが、今後でなくて現在ですね、高齢者の心身の健康が心配される状態にあることは安平町だけではなく報道されている各マスコミ関係者の意見も一致しています。そこで町としてはこの認識は同じだと思いますが、今後高齢者をどう支えていくのか。医療介護の給付を抑えるためにも対策が必要かと思えますが、どのように考えているのか伺います。以上3点お願いします。

[下出税務住民課長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） まず税の未収対策について答弁させていただきます。議員言われたとおり数字が出ているところです。当然ながら納期限を過ぎて納まっていない部分、これについては法律に基づいて督促状であったり催告状だったり、そういった送付は通常どおり行っているところです。私ども力入れるのは面談をしましょうと。ご相談してくださいと。そういった家庭状況を含めて生活の実態を把握したいと。その上で納められないのか納められる資産があるのに納めてこないのか。そういったところを詳しく判断していくというところです。引き続き当然納めていただかなければならないもの。当然かかるものですので、これについては継続して訪問、面談を行い

ながら引き続き徴収に対して努力していくところです。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足します。只今税務住民課長から具体的な部分がありました。町内では水道と税務課これに合わせて公営住宅の集金をしている課を集めて滞納整理対策本部会議を開催してこのような状況の把握、情報の共有等をしているところです。以上補足します。

〔村上商工観光課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 私の方から道の駅の関係のご質問のご答弁をします。道の駅の来場者数の関係ですが、おっしゃるとおり若干減っています。令和2年度が52万4000人ちょっと。令和3年度は49万9000人ということで2万5000人弱減っていますが、やはり大きな要因としてはコロナ感染症による往来が少なくなったのが大きいと思っております。月別でいきますと緊急事態宣言が発令された昨年6月ちょうど菜の花シーズンで非常に繁忙期になるのですが、そこが緊急事態宣言が発令されたおかげで大きく来場者が減っています。更に8月下旬から9月にかけて、ここは収穫時期の繁忙期になるのですが、そこも緊急事態宣言が発令されて来場者が大きく減っています。その他、閑散期対策で秋に11月に文化遺産PR事業むかわ竜とのコラボ事業をやってそこで盛り返したのですが年間トータルでは令和2年度を若干下回ったということになっていまして、細かい増減の要因は色々あるのですが大きいところではコロナ感染症の影響が大きかったという認識を持っています。但し、収支の関係でいきますと昨日もご質問あつてご答弁していますが、商品開発を常に行っていて新しい商品に入れ替えたり観光協会の方で運営に対して非常に努力をいただいております。そのお陰もありましてそれぞれのコーナーの売り上げは比較的順調にきていまして、法人の会計になりますので具体的な数字まではお答えできかねますが年度末時点での期末残高は黒字となっていまして、健全財政であるということは確認しています。以上です。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 道の駅については昨年、ご承知のとおり4月29日のポッポらんの開園も行って道の駅を更に集客を集める努力をしていますし、

また、昨年度の事業として背後地のそりコースの整備も行って、この効果は今度の冬1月から2月にかけてこれはイベントという形で休みの日になると思いますけれどもそういった冬に集客が落ちる対策も講じていますので、コロナ禍においては善戦している。また、目標値としては令和4年度は62万人の目標を置きながら今の段階ではその達成に向けて順調にしているのではないかと、まあ最大限の努力は行いながらですが。そういった形で一部、令和3年は若干下がっていますが令和4年については盛り返しているそんな状況です。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） 高齢者福祉の事業に関するご質問ですが、高齢者の事業、介護予防事業のみならず様々な事業がコロナによって自粛等されてきていまして、今年になってから徐々に再開はしてきているもののまた最近感染状況が拡大しているところもありましてなかなか以前のような事業の実施が難しいと考えています。ただ、フレイルの予防の観点でもしますと様々な事業をまた再開するというのは状況を見ながらやっていきたいと考えているところですがまずは感染対策をしっかりするところで、健康福祉課としては高齢者に対するワクチンの接種が4回目の接種が7月、8月ぐらいに実施しまして、これまで次のワクチンを打つには5か月空けるところがあつたのですが先日国の方でもそこが3か月に短縮するということであり、年内にオミクロン対応のワクチンを高齢者の方にも4回目接種された方にも実施をするところで進めていますので、感染対策をしっかり行いながら状況を見て徐々に事業の方も再開をしていければと思っております。以上です。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 高齢者福祉の心身の健康、そこの心配というご質問でしたので。今の答弁に加えて例えば地域行っていただいて米川委員も中心的にやっていただいているいぶきを会場としたあんの取り組み、集まってきていただいて日頃の心配事を話し合ったり何気ない日常の会話を通して心身の健康につながっていくということも重要だと思っておりますし。文化祭、これから文化の日を目掛けて今早来、追分の公民館を中心に芸能発表会であったり、文化祭も行っていますので。それは高齢者に限りませんが活動を行っている方が高齢者に多いこともありますので、そういった発表の機会であった

り展示する機会。そういったものもコロナ禍ではありますが戻していくことも、そして町また教育委員会がそこを支えていくのが重要だと考えています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 皆さんそれぞれの立場で努力していることはよくわかりました。ここで道の駅のことですが、色んな集客のための事業を行っていることも功を奏して健全な運営をしているとおっしゃっていましたが、しょっちゅう見に行く私にしましたらもうね、ちょっと飽きてきたかなというところが、大変申し訳ないですが。お土産品にしても何かもう少し目玉になるような新しいものがあつたらいいのではないかなと。私はどこかへ旅行に行きましたら必ず道の駅に寄ることを目的に車で出掛けますが、今年の8月も音更町の新しくできた道の駅に行ってきましたけど本当に素晴らしいです。大きさも広いですけどパンにしても食べるものにしても十勝で名の知れた人たちが、会社が作っています。お土産品もふるさとを出て私も何年なるものですから、こんなものがあつたのかという感じで本当に新しい商品が出ていまして。まあ人口形態だとか産業を考えたら音更町の人口4万何千人ですか、それから考えたらそりゃ格差のあるのはわかりますけども。もうちょっと何というのだろう、時々目新しいものができていったらいいのではないかなと。それでお客様にお金を落としていただくそういう努力があつてもいいのではないかなと思っています。

それから高齢者福祉の点ですが、同じ認識を持っている中で大体4回目のワクチン接種は終えている方がほとんどだと思うのですが一応何パーセントぐらい4回目接種を終えているのか、高齢者の何パーセントが終えているのかお伺いしたいと思います。10月には48名もの参加を得ましてイベントを行ったのですが、その後なんら変化もありませんので対策を講じながら何かできたらいいかなと考えていますけど。そういう民間の方で動くにしても、やはりワクチン接種が心配ですのでそれで何パーセントぐらいワクチン接種したのか伺います。はい、以上です。

〔村上商工観光課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（村上純一君） 道の駅の関係、特産品とかお土産品のラインナップの関係のご質問かと思いますが。道の駅、道内各地色々ありまして地域の特産品以外にも北海道の名産品とか扱って大々的に販売しているところも

あります。ただ、ウチの道の駅に関しては地域の特産品を今まで1か所に集めて売っているところが、物産館はありましたが規模も小さかったと。それを1か所に道の駅に集約してそこから情報発信をしていくというコンセプト、ポリシーで運営しています。色んな道内の特産品を集めれば色々なラインナップはできるのですが一応ウチの道の駅のポリシーを守って今のところ運営している状況です。おっしゃるとおりずっと同じ商品ばかりですとりピーターの方も多いですから飽きられてしまうこともありまして、それは観光協会の方でも十分認識していきまして、昨日もご質問でご説明していきまして町からの補助金を活用して毎年色々なテイクアウト商品ですとか道の駅のオリジナル商品の開発も進めています。あとは町内の事業者さんについても町のブランド化補助を活用して色々な取り組みがなされていきまして、そんなに毎年数は多くありませんが実際に商品化になって道の駅で販売されているものもあります。ただ、課題も当然今のところありまして。果たしてそれが開発した商品がヒットするかどうかはやってみなければわからないところがありますが、ただその確率を上げていく必要があるだろうということですので今年度の事業にはなるのですが開発した商品をブラッシュアップしたり、元々商品が売れるものかどうかの見極めだったりを専門家の知恵を借りながらより良いものを開発していくことで現在取り組んでいますので、ご理解いただければと思います。以上です。

〔池田健康福祉課参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（池田恵司君） コロナワクチンの接種状況のご質問ですが。今回令和3年度決算ということでして令和3年度においては1回目、2回目と3回目を実施しているということで、ご質問のあった4回目の接種は令和4年度に実施していることですが参考までに接種の人数を答弁させていただきますが、4回目の接種については対象者は3回まで接種を完了した60歳以上と18歳から59歳の基礎疾患のある方となっておりまして、この元となる人数が全員ではないところで率の方は出していません。人数のみ答弁させていただきますと、最新の10月16日の状況で町内で2701名の方が接種を終えています。以上です。

（理事者側協議）

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） ありがとうございます。4回目答えていただきましてすみません、ありがとうございます。3回目は私も2月の末にワクチン接種しまして4回目はちょっと体調がよくなかったものですからひと月遅らせて、集団接種が8月1日だったのですが8月の末に4回目を済ませました。それで10月にイベントした時に聞きましたら、イベントに参加していました48名ほとんどが4回目のワクチンを打って安心してこの場に来ましたと言っていましたので、やはりワクチン接種は予約を取りづらい人もいるかもわからない、そういう人たちの手助けをしながらワクチン接種は進めていっていただきたいと思います。ありがとうございます。これで質問終わります。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 質疑なしと確認されましたので質疑を終了させていただきます。次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 意見がなければ討論なしと認めます。それでは直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第1号、令和3年度安平町一般会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することで異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認めます。したがって認定第1号は審査の結果認定すべきものと決定しました。

- 委員長（工藤隆男君） 本委員会に付託された認定第2号、令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

〔田中副町長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 副町長。  
○副町長（田中一省君） それでは令和3年度安平町健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。174ページをお開きください。歳入合計9億3266万1353円、歳出合計9億3129万9563円。歳入歳出差引残額136万1790円となり同額を翌年度繰越額としています。  
それでは歳入をご説明します。事項別明細書185ページをお開きください。1款1項国民健康保険税は令和3年度国保税の全体調定額で2億5506万9749円に対して2億2063万9763円の収入額となり、全体の徴収額は、

（理事者側協議）

- 副町長（田中一省君） あ、申し訳ありません。事項別明細書153ページをお開きください。ん、183、事項別明細書183ページ。

（理事者側協議）

- 副町長（田中一省君） 歳入だから185ページから、あ、179ページをお開きください、申し訳ありません。1款1項国民健康保険税は令和3年度国保税の全体調定額で2億5506万9749円に対して2億2063万9763円の収入額となり、全体の徴収率は86.5%となります。内訳としては1目の一般被保険者1節から3節の現年課税分は96.83%で、前年度97.27%と比較し0.44ポイントの減少です。4節から6節の滞納繰越分については徴収率10.18%で、前年度の17.06%と比べると6.88ポイントの減少となっています。2目退職被保険者の4節から6節滞納繰越分については10.44%の収納率となっています。  
続きまして179ページから180ページの2款道支出金1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、療養給付費分として交付を受けた合計額となります。2節特別交付金については、医療費削減対策にかかる交付金や特定健診にかかる負担金となります。2項1目財政安定化基金交付金は、給付費の増額や保険税の収納不足により財源不足となった場合に交付されるものですが収入実績なしとなっています。  
3款繰入金1項1目一般会計繰入金は1節、2節は保険税軽減に対する繰入金で、3節から5節までは国保制度に基づき町が負担する割合分の繰り入

れとなります。181ページをお開きください。6節その他一般会計繰入金については福祉医療費減額分の繰り入れとして、重度医療やひとり親家庭等医療、子ども医療費に対する町独自減免の補填分として一般会計から繰り入れています。2項1目基金繰入金は歳入歳出の財源調整予算となります。

4款繰越金は前年度繰越金。

182ページにわたる5款諸収入については第三者の納付金及び国保資格喪失に伴う返納金となります。

6款国庫支出金は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯による国民健康保険税減免分の財源としての補助金となります。

次に歳出についてご説明をしますので183ページをお開きください。1款1項1目一般管理費8節は諸会議旅費10節需用費は消耗品費の参考図書が主なもので、印刷製本費は予算書等の印刷経費。11節役務費は高額療養費等の郵便料となります。12節委託料の共同電算処理業務は、国保連合会への医療給付にかかる業務委託料及びオンラインでの資格確認に対するシステム整備委託料です。2目連合会負担金は国保の北海道広域化に伴う各運用負担金の財源となります。184ページ2項1目賦課徴収費の10節需用費は納税通知書の印刷費。11節役務費は、手数料は金融機関への口座振替手数料となります。3項1目運営協議会費については国保運営協議会の開催にかかる経費で、委員9名2回分の支出となります。

2款保険給付金については全体で5億9960万9298円の決算額で、昨年度決算額の5億5029万5948円と比較し4931万3350円の増額となっています。1項1目一般被保険者療養給付費の決算額は5億1695万8999円で、前年度の決算額4億7766万3740円と比較し3929万5259円の増額となっています。2目退職被保険者分は、対象者がいないことから執行なしとなっています。185ページ以下3目一般被保険者療養費から2項1目一般被保険者高額療養費は療養費等の支出となります。2目退職被保険者等高額療養費から3項移送費までは執行なしとなっています。186ページをお開きください。4項1目出産育児一時金は4件分で168万円。5項1目葬祭費は13件分で39万円となっています。6項1目傷病手当金は実績はありませんでした。

3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から187ページ3項介護納付金分までは、北海道から提示された納付額について国保税を財源として北海道へ納付するものとなります。

4款共同事業拠出金は退職者医療にかかる分担金となります。

5款財政安定基金拠出金は給付費増や保険税収納不足に備えた基金への拠出金となります。

188ページ6款1項1目保健衛生普及費10節需用費はレセプト点検参考図書購入費として、11節役務費は特定健診にかかる郵送料として、12節委託料の脳ドック業務委託料は28名分の受診で、動脈硬化予防健康業務委託料は委託先の人材不足等で未実施となりました。2目特定健診審査等事業費の1節

報酬は栄養士の報酬として、3節職員手当は通勤手当及び期末手当。10節需用費は特定健診にかかる受診券及び封筒購入代金として、11節役務費は特定健診データ管理システムの回線使用料及び郵送料として、12節健康診査業務委託料は健診実施医療機関等への委託料、共同電算処理業務委託料は健診及び保健指導にかかる国保連合会の電算処理委託料となります。

189ページ7款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金から4目退職被保険者等還付加算金までは保険税の資格喪失にかかる過年度還付金と還付加算金となります。5目償還金は前年度の超過交付分を返還するもので、内訳は記載のとおりです。190ページ2項1目一般会計繰出金は国保加入者にかかるインフルエンザ予防接種経費と肺炎球菌予防接種経費を事業実施している一般会計に繰り出すものとなっています。

9款基金積立金は歳計剰余金を基金に積み立てるための支出額となります。

最後に基金についてですが、財産に関する調書192ページ、続く基金の運用状況に関する調書193ページに記載のとおり2億892万3191円が令和3年度末現在高となっています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（工藤隆男君） 国保会計歳出の質疑を行います。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計は歳出からページごとに質疑を行います。決算書183ページをお開きください。183、184ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 185、186ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ187、188ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 188ページの所でこちらも例年確認させていただいているのですが、まず1点目。保険事業費の所の保健衛生普及費の脳ドックの委託料と動脈硬化予防健診業務委託料。動脈硬化は執行なしということですが、今年度の実績は何名受けられたかまず確認させてください。今年度って令和

3年度の話です。

〔田中副町長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） 先ほど説明しましたが28名分の受診という形で説明しています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 確認させていただいているのですが、こちら周知の方法とかちょっと増えているということで脳ドックの方はいいのかなと思うのですが、周知の方法色々考えているという答えだったのですが、抽選をしていたのですが今後変えていかなければいけないかなと言っていたのですが今後どう考えているかが1点。  
あと動脈硬化は執行なしだったのですが、こちらがどのように今周知を行っているのか、この2点を確認させてください。

〔田中副町長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 副町長。
- 副町長（田中一省君） ご質問に対してまず動脈硬化の部分ですが、この動脈硬化予防の健診業務委託料の部分は委託先での人材不足等で実施できないという形でのゼロという形です。その他の部分については担当より答弁します。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。
- 健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 脳ドックの受診に関する周知方法についてですが、基本的には広報ですとかホームページ、あびらチャンネルなどで周知しています。令和3年度については定員割れをした経緯もありますので、引き続き同じような周知方法で継続して実施していきたいと思っています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 定員割れされたということで今後周知の方法も考えて

いっていただけたらなと思うのですが。例えば対象の人全員に周知、個別勸奨するなどやっただけといいのではないかなと思うのですが、抽選のことも抽選ではない方法でやっていく考えもあるかどうか。去年はそういう方向も考えると伺っていたのですがいかがですか。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 脳ドックの受診に関してはここ数年申し込みが定員割れをしている状況でして、抽選をするまでに至っていない状況にあります。個別勸奨とのお話もありましたが今のところ広報周知をして定員割れをしまして引き続き同じような方法で進めさせていただいて、それでもし定員を超えてしまった場合などは検討を進めていきたいと思っています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ189、190ページ。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。179ページをお開きください。179ページでありますか。179、180ページについて質疑はありますか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 179ページでまず1点。こちらも去年も確認させてもらったのですが滞納、未済とかの関係なのですが、去年努力されて徴収率が上がったと。引き続き面談訪問するとおっしゃっていたのですが、令和3年度は徴収率86.5%と少し下がっているのですが、どのようなことを実際に行ったのか。個別勸奨や記録簿などによる管理をしているかどうか。また、滞納審査会でどのような議論をしたのかをまず1点目。

あと2点目は180ページの保険者努力支援分という部分の特定健診に力を入れたことなどに対するものだと思うのですが、主な増額要因をお知らせください。

〔下出税務住民課長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。
- 税務住民課長（下出佳史君） 国保税の収納対策ということで、前回の時にもお話ししましたが令和2年度の決算、これが合併以降過去最高の徴収率であったところがまず1点あります。じゃあ今年は、令和3年度はというとその最高に比べるとちょっと落ちてしまったというところで率的には低くなりました。当然引き続き勧奨はしておりますし戸別訪問等も行ってきた結果、率的にはちょっと落ちてしまったと。同じく滞納繰越の方も同じように努力してきたのですが、実質的には大元に比べると金額が少ない中で分母に対していくと率が悪くなってしまったところです。引き続き努力をしながらというところと、滞納審査会の方ですね。これの内容については実際保険証の交付に関して例えば短期証にするですとか資格証に切り替えるとか、そういった内容について詰めてきているところです。その中で令和2年度と比べると件数的には資格証及び短期証の交付件数自体は減っていると。それによって完納に至って減ってきている状況が見えていますので、引き続き資格証なりに切り替えることがないように努力は進めていければと思っています。

- 委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。
- 7番（三浦恵美子君） 答弁漏れがあるのですが。保険者支援分の、
- 委員長（工藤隆男君） 答弁をお願いします。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。
- 健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 保険者努力支援の交付金の増額についての質問だったかなと思います。増額の要因については特定健診の受診により実施率が向上したことでその分評価され加算がついて上昇、増加となっています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 健診がそのような形で繋がったことでこちらは良かったかなと思うのですが、税の収納についても短期証とかの発行が減ったということは聞いたのは安心したのですが、従来されているかと思うのですが急に短期証に切り替えないように努力するというところでおっしゃっていただいて丁寧で普段から相談にも乗っていただいているかと思うのですが、もし本当

に困っていることがあればその先の、いつも言うのですが生活保護に移行を考えると、ご本人から相談がないとなかなか難しいかもしれませんが、こういう道もあるよということで一時的でもいいのでそういう部分やった方がいいよということでアドバイスもされているかどうか確認させてください。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 昨年もお話をさせていただいたかと思いますが、当然訪問、面談をしている中で生活状況を聞き取りしていきます。その中で家庭環境ですとか収入の状況を見た上でこちらから保護どうですかってことは言えないところなのですが、そちらのご家庭の中で社会的福祉制度だとかの考えはないのですかというような大きく括りながら確認はさせていただいていますし、当然そういうお話があれば福祉の方に引き継ぎをさせていただくというふうにしています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） 1番目の国民健康保険税の所ですが、他の税に比べてもこの収入未済額が非常に多いのかなと感じます。10%以上になっていまして、これ一方で住民の声としては支払いづらいという声が多く聞かれます。というのも1年分を7期に分けて納入するのですが、6月から12月の7か月で支払っていると思いますけれど、ひと月分が大きいという声を多く聞くのですが、この7期に分けている理由と、最大で言うと12か月12回に分けられない理由を伺いたいなと思います。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 納期の件数についてですが安平町は合併以来7期でお支払いをいただくとしています。じゃあ実際、道内の状況はどうか調べた経過があります。これは数字上自治体の数よりも国保組合という所も入っているものですから実際の数より多くはなるのですが1番道内で多い期割り、回数でいくと8回、これが50団体ありますと。2番目6回が31団体。3番目が10回で28。4番目が9回で26。5番目に安平町と同じ7回で18自治

体。次6番目が4回で17団体という状況ですので、多くはないですが少なくともないところで安平町の推移というか現状見ているところです。例えば毎月のように12回で割ると元々税の課税額の確定を待って所得割が出てきますので、按分をしていくという手続き上12回で割るとするのは基本的に困難だと。実際12回に割っているのは国保組合という扱いですので、それ以外の自治体で12回で割っているところはありません。ということで単純に納期を増やせば当然割る率が高くなりますので1回あたりの負担額が減るのですが、道内の状況を見れば概ねというか7回程度、賦課から課税額が決まって納付書を発付する回数でいけば、どんなに多くても10回が限度であるという中で当初においては7回で負担をしていただくとしています。

〔工藤秀一委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 工藤秀一委員。

○1番（工藤秀一君） ありがとうございます。私も道内の状況は確認しましたが、近隣で言うと苫小牧とか札幌市においても10回で納入している状況があります。この金額で7回と10回がどんだけ違うのかなと思うと年収270万だったかの事例が載っていましたが、3人家族で年間28万ぐらい納入しているのです。これ7回で収めるとひと月4万ずつぐらいになるのですが、これ10回にすると2万8000円なのですね。数字見ただけでも何となく重たい軽いというのが出てくると思いますし、また、年間42万ぐらい納めている方だと月に6万払っているのですね。それを10回にすると4万2000円とか。回数多くなると払いやすいかなという感じがしていて、そういった住民の声が多くあるので今後検討いただけないかなと思いますけれど、いかがですか。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 先ほど申し上げたかもしれませんが、合併以降合併調整でこの回数ということでスタートしてきているところです。確かに1回の納付額は10で割った方が少なくなるのはわかるのですが、どうしても厳しい場合については分割納付という方法もありますのでご相談いただければそういった形で対応したいと思っています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ181、182ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) なければ歳出歳入の質疑を終わり総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長(工藤隆男君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 前期高齢者分の保険料の返還分と道医療費分の返還分が前期の分が令和4年までに74万で4回に分けるとか道医療費の方は2000万返還しなければいけない部分があり積み立てもしてきているかと思うのですが、こちらの返還が終了した後の国保会計の見通しはどのように見ているかを伺いたいのですが。国保税をまた更に上げなければいけなくなることもあるのかということを確認させてください。

[下出税務住民課長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 税務住民課長。

○税務住民課長(下出佳史君) 私の方から国保税の見直しというか改正の考え方について答弁したいと思いますけれども、議員ご承知のとおり今北海道が広域化という形で主導権を持っているという流れです。この先の流れですが、令和12年度に北海道内どこにいても同じ負担額になるようにというのが今現在考えられているところです。その前段、令和8年度には算定方式を見直しというか統一しましょうというのが出てきます。その算定方式というのは安平町4方式と言われる所得割、資産割、均等割、平等割の4方式なのですが、そこから資産割を除いた3方式にまず統一しましょうという流れが令和8年度に出てきます。そういった中で現在ご負担いただいている中から資産割を取ってしまうと。それで会計上賄えるのかどうかをまず見てみないとわからないところがあって、今年度道から来ていただきまして調査を行うことになっています。その数字を見ながら協議をして令和8年度の資産割を廃止した時の率をどうするのかがまず前段出てきます。そういった流れの中で令和12年度に統一しましょうというところでございますので、まずは令和8年度の資産割をなくした時の負担額がどの程度になるのか。医療会計を賄えるのかどうかをまず前段に出てきますので、その時点で判断していければと思っています。

○委員長(工藤隆男君) あとありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） では資産割が無くなることはずっと懸念していたのですが、多分上がる可能性が高いですね。今でも結構国保税を払うのが大変だという声がたくさん聞かれています。ここら辺会計を維持していけるかもあって難しいかと思うのですが、なるべく町民の方々皆様のご負担が増えないようにということで頑張っていたきたいと思います。認識としてはいかがですか。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 先ほどお話ししましたが今年度道から来ていただいて調査をすると、その上で数字が実際どうなのかっていうのがまだ見えてません。単純に資産割を外してしまう、金額的には下がることになってしまいますので、じゃあそれで会計が賄えるのかどうかをまず出していただくと。その上で将来的に北海道で統一化されるというところが実際今よりも増えるのか下がるのかはまだちょっと見えていない中で単純に資産割を減らします。そこで何とか頑張ってその分は減らしたままでいきましょうとなってもまた12年度にガバッと上がるようなことがあっては当然負担の増減が大きいとそれだけご負担も出てきますので、全体的な流れというかまずは調査をしてその数字を協議していこうというところです。当然国保運営協議会であったり議員の皆さんには全員協議会といった場面でご説明をさせていただいて対応していければと思っています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ以上で歳出歳入の質疑を終わり総括的な質疑をお受けしたいと思います。これもう終わったか。総括的が終わりましたのでこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 意見がないようですので討論なしと認めます。それでは直ちに採決を行いたいと思いますがご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第2号、令和3年度安平町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 異議なしと認め、したがいまして認定第2号については審査の結果認定すべきものと決定しました。

---

◎ 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第3号

○委員長(工藤隆男君) それでは本委員会に付託された認定第3号、令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。  
説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 令和3年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の概要についてご説明します。194ページをお開きください。歳入合計1億3984万7511円、歳出合計1億3871万7860円。歳入歳出差引残額112万9651円を翌年度へ繰越額としています。尚、この会計は保険料と保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合へ納付することが主なもので、その他事務費や歳出に伴う交付金の予算となります。

初めに歳入をご説明します。事項別明細書198ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は全体の調定額1億168万6740円に対し、収入済額1億162万428円で徴収率99.93%。1節現年度分では収入済額1億145万8388円で徴収率99.93%。2節滞納繰越分は収入済額16万2040円で徴収率99.63%となっています。

2款1項1目一般会計繰入金1節事務費繰入金は歳出1款の一般管理費事務費にかかる費用として繰り入れ。2節保険基盤安定繰入金は所得の低い方

の保険料軽減分を北海道から4分の3それに町負担分の4分の1を加えた額を繰り入れています。

3款収入なしです。

199ページ4款1項1目繰越金は前年度繰越金となります。

続いて歳出をご説明します。200ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費10節需用費は納付書の共同印刷や予算書等の印刷経費で、11節役務費は保険証の更新等及びお知らせの発送経費と口座振替手数料になります。12節委託料は被保険者証交付にかかる封入封かん業務委託料。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は保険料収入及び保険基盤安定繰入金を財源に広域連合へ納付するものとなります。

201ページにわたる3款1項1目保健衛生普及費12節脳ドック業務委託料は15名分の支出となっています。

4款諸支出金は執行なし。

5款予備費についても執行なしとなっています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（工藤隆男君） ご苦労様でした。それでは本会計も歳出からページごとに質疑を行います。決算書200ページをお開きください。200、201ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 質疑がありませんので198ページをお開きください。198、199ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 198ページについて2件伺いたいのですが。まず1件目、後期高齢者医療保険料の部分の収入済額の部分ですが、被保険者数が昨年よりも8名分しか増えていないのですが納税額が増えているのはなぜかを確認させていただきたいのですが。高齢者の方の年金も今年0.4%カットされて収入も減っているのだけどもこの収入済額が増えているのはなぜかと思ったのでこちら確認させてください。

あともう1点。収入未済額ですが、こちら4件分残っているということで残っているのはなぜかということも確認させてください。徴収率は上がっているのですが手続き忘れかなとも思うのですが、この2点お願いします。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 保険料額が上がっているのはなぜかということですが、この保険料の算定上、所得にかかる部分も当然出てきます。年金の所得者の方は下がっているお話もありましたがそれ以外の所得のある方も該当になってきますので、トータルで計算しますと前年に比べると金額的には伸びているというか増えている状況です。

それから収入未済の未納者については言われるとおりに少ない4名ほどにはなっています。その方たちも実際の内容を言いますと転出されました、転出先で居所が不明になっていたり実際町内に居ても居所不明という実態があって未納になっている部分もあります。以上です。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 未済の関係について原因がわかりました。昨年度の未済の分は滞納繰越分で収入済になっていて入ったのだなという感じなのですが対応って難しいですね。転出先がわからないとか色々事情もあるかと思うのですが、丁寧に聞いてやっていかれるかと思うのですが、4件分ですのでなるべく入るように努力されるかと思いますがいかがですか。

〔下出税務住民課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 税務住民課長。

○税務住民課長（下出佳史君） 他の税目と同様に戸別訪問なり対応していきたいと思っています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 質疑はありませんね。なければ以上で歳入歳出の質疑を終わり総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 討論なしと認めます。それでは直ちに採決をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第3号、令和3年度安平町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 異議なしと認めます。したがって認定第3号については審査の結果認定すべきものと決定しました。

---

◎ 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第4号

○委員長(工藤隆男君) 本委員会に付託された認定第4号、令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

[田中副町長挙手]

○委員長(工藤隆男君) 副町長。

○副町長(田中一省君) 令和3年度の介護保険事業特別会計保険事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。203ページをお開きください。歳入合計10億3753万5387円、歳出合計8億7787万3346円。歳入歳出差引残額1億5966万2041円で同額を翌年度繰越額とします。この会計は65歳以上の1号被保険者と40歳以上65歳未満の加入者を2号被保険者として介護保険料と国費、道費、支払基金からの公費を財源に要介護または要支援認定を受けた方が利用する介護サービスまたは介護予防サービスに要する費用について給付する会計となります。

それでは歳入をご説明します。事項別明細書207ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 第 1 号被保険者介護保険料は全体調定額 1 億6493万4778円に対し収入済額1億5362万3078円で収納率は93.1%です。1 節現年度分は収入済額 1 億5296万7138円で収納率99.8%。2 節滞納繰越分は収入済額65万5940円で収納率5.6%。

2 款1項 1 目総務手数料は介護保険手数料として科目設定していましたが収入なしとなっています。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は給付費に対し居宅給付分が20%、施設給付分が15%の率で交付を受けた額となります。2 項 1 目調整交付金は交付割合に調整率を乗じた額で交付を受け、208ページ 2 目地域支援事業予防分は20%、3 目包括任意分は38.5%の割合で交付を受けています。4 目保険者機能強化推進交付金及び5 目介護保険保険者努力支援交付金については医療介護連携事業、認知症施策や地域ケア会議、介護予防事業の実施にかかる評価資料に基づく交付金となります。6 目事業費補助金は介護報酬改定に伴うシステム改修費として交付を受けています。7 目介護保険災害臨時特例補助金は新型コロナ対策として実施された介護保険料の減免に対する補助金となります。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付金交付金は27%の割合で交付され、209ページ 2 目地域支援事業支援交付金は予防給付費に対して27%で交付を受けています。

5 款道支出金 1 項 1 目介護給付費負担金は施設分17.5%、在宅分12.5%、2 項 1 目地域支援事業予防分は12.5%、2 目包括任意分は19.25%の割合で交付を受けています。

210ページにわたる 6 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金は12.5%の負担割合、2 目地域支援事業繰入金介護予防事業についても12.5%。3 目地域支援事業繰入金包括的支援事業任意事業については19.25%の負担割合で繰り入れしています。4 目低所得者保険料軽減繰入金は所得階層第一段階から第三段階の軽減分にかかる補填分として国、道交付金に町費負担分を合わせて繰り入れを行っています。5 目その他一般会計繰入金は歳出 1 款職員給与費及び事務費にかかる繰り入れとなります。2 項 1 目介護サービス事業勘定繰入金は介護サービス事業勘定から地域支援事業費の財源として繰り入れていきます。

211ページにわたる 7 款繰入金は令和 2 年度からの繰入金となります。

8 款 2 項 4 目雑入はコピー代となります。

続いて歳出の説明をします、213ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費については 1 節報酬から214ページ18節負担金補助及び交付金までは介護保険事業にかかる人件費 2 名分を含む支出額として2314万6843円の支出額となりますが、10節需用費の消耗品費は参考図書等の経費、印刷製本費は被保険者証や予算書等の印刷経費。11節役務費の通信運搬費は事務室の電話料が主なものとなります。215ページにわたる 2 項 1 目認定調査等費につい

ては8節旅費から12節委託料までが介護認定審査会の経費となります。安平町の認定審査件数は416件で、11節役務費の手数料は主治医意見書作成手数料として、12節委託料は町外の事業所に要介護認定調査業務を委託した分の支出となります。2目は東胆振3町介護認定審査会への負担金となります。

2款保険給付費については216ページにわたり科目を設けていますが、1項介護サービス等諸費から216ページ2項介護予防サービス等諸費、3項その他諸費審査支払手数料、4項高額介護サービス等費、217ページ5項高額医療合算介護サービス等費、6項特定入所者介護予防サービス等費まで1項から6項までの支出については介護保険利用サービスごとの支出となります。

3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費、2目介護予防ケアマネジメント事業費の支出となります。218ページにわたる2項1目一般介護予防事業費は一般高齢者介護予防教室の事業経費となっています。7節報償費は地域リハビリテーション活動支援事業にかかる講師謝礼。11節通信運搬費は高齢者実態調査にかかる郵送料となります。219ページにわたる3項1目包括的支援事業、任意事業費については認知症施策や生活支援体制整備事業が主な経費となります。7節報償費は認知症サポーター養成講座等の講師謝礼として、8節旅費は主任ケアマネ実務者研修などへの参加旅費、10節需用費は消耗品は参考図書を購入費、食糧費は地域ケア会議のお茶代、12節委託料は生活支援体制整備事業委託料、在宅介護医療連携推進事業委託料及び介護給付システムの保守点検業務委託料となります。18節負担金補助及び交付金は北海道地域包括在宅介護支援センター協議会への負担金及び各種研修会への参加負担金となります。220ページ4項1目審査支払手数料は849件分の手数料となります。

4款1項1目は保険料還付金1件分、2目償還金は前年度の保険給付費及び地域支援事業交付金の清算によるもので国庫分、道費分、支払基金分に対するものとなります。

221ページ5款予備費からの支出はありません。

続きまして介護保険事業特別会計介護サービス事業勘定歳入歳出決算の概要についてご説明します。223ページをお開きください。歳入合計708万5050円、歳出合計367万5630円。歳入歳出差引残額340万9420円を翌年度繰越額としています。介護サービス事業勘定は地域包括支援センター業務である要支援の方のケアプラン作成、町の指定管理となっていますグループホームさかえの収支に関する会計となります。

それでは歳入についてご説明します。事項別明細書227ページをお開きください。1款1項1目介護予防計画作成収入は新規40件、更新1138件の計1178件の作成分となります。2項1目自己負担金収入はサクルが指定管理事業者になる以前委託業者の時に未納となっていた利用料の過年度滞納繰越分です。

2款繰越金については前年度からの繰越金となります。

次に歳出についてご説明します。228ページをお開きください。1款1項1目介護予防計画作成事業費は12節委託料の介護予防計画作成事業委託料。新規7件、更新216件、計223件分となります。

2款諸支出金介護保険事業特別会計繰出金については介護保険会計保険事業勘定の歳入6款2項1目地域支援事業の財源として繰り出すもので、介護予防事業分が135万2500円。包括的支援任意事業分が135万2500円となります。

3款予備費からの支出はありません。

最後に財産に関する調書230ページ基金についてですが、安平町認知症高齢者グループホーム維持運営基金を運用しているもので、89万574円が基金現在高となっています。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

- 委員長（工藤隆男君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については初めに保険事業勘定、次にサービス事業勘定の順に質疑を行い、総括的な質疑討論の後、認定すべきものか否かを決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） 異議なしと認めそのように進めさせていただきます。保険事業勘定の歳出から質疑を行いますので213ページをお開きください。213、214ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） なければ215、216ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） なければ217、218ページ。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） なければ219、220ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちらで2点ほど聞きたいことがあります。219ページの所の7節の報償費の部分のボランティア活動のポイントについてです。こちら65歳未満の人にもポイントを付けているか。また、人数がわかればその人数が何名か確認させてください。

あと17節の備品購入費の所の介護給付費適正化システム購入。こちらシステムを導入することによる効果はどのようなものがあるか伺います。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 219ページ包括的支援事業任意事業費にある報償費のボランティア活動ポイントですが、こちらポイントですが65歳以下の方にも付与しているかという質問でしたが、認知症サポーター養成講座を小学校等で開催しています。追分高校も含めて町内の小中学校で実施した時にボランティアポイントを付与させていただいています。カードを持っている方についてはその場で付与させていただいて、持っていない方にはレシート、預かり券を発行して親御さんが持っていれば親御さんが後でポイントをつけてもらうような形になっています。人数に関しては今手元に資料がありませんので後ほどこちらから提示したいと思います。

それともう一つ、備品購入費高齢者ケアプランケアマネジメントシステムの導入とありますが、こちらは介護予防を行う上でウチの地域包括支援センターのケアマネージャーが使用していますケアプランを作る時に使用するシステムでして、こちらを使ってケアプランを作成し利用者さんの状況とか全部記録するような状況で活用させていただいています。以上です。

○7番（三浦恵美子君） 2点目のことなのですが、ケアマネジメントではなく、介護給付適正化システムの、

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） すみません。今ご指摘がありましたので介護給付費適正化システムの購入という部分の質問になります。こちらは国保連の方から提供があります介護給付費の実績のデータを取り込みまして、それを分析し過剰なサービスが行われていないかだとかケアプランとかの点検をするために活用させていただいています。令和3年度についても事業所のケアマネージャーの方に通知して過剰なサービス提供していないか、福祉用具の利用期間は適正かどうか、そういった部分を分析した上でケアプランの点検するのに活用させていただいています。以上です。

[三浦委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず1点目のことですが、65歳未満の方にもポイントを付けているということをおっしゃっていたのですが、介護保険の対象外の方にポイントを付けて問題ないかということで以前質問した議員さんがいらっしやったのですが、こちら駄目じゃないかという認識。保険料使っては駄目ではないかと個人的にも思うのですが、そちらの認識はどうなっているのかが1点。

あと2点目。適正化の方の過剰なサービスをされていないかという点検をしているとのことですが、逆のパターンでサービスが足りていないかもしれないので、こういう現状があるからということまでは、そうしたらこういうサービスを増やした方がいいという点検まではできないのかどうかということの2点を伺います。

[及川町長挙手]

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） ポイントの部分については認知症サポーター養成講座という先ほど答弁させていただきました。当然この目的が介護保険、認知症サポートを人数を増やしていくことにも寄与しているわけですから、全く問題ないと考えています。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

○7番（三浦恵美子君） 答弁漏れ。

[佐藤健康福祉課補佐挙手]

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） ケアプランシステム。すみません、適正化システムの活用についてもう1点ありましたので、先ほど答弁の中で過剰なサービスがないかどうかチェックしてケアプランの方を点検しているとお話させていただきました。逆にサービスが足りないのではないかというようなご質問だったかと思うのですが、給付実績を確認する前に新しい利用者さんに対するケアプランを作成された場合はそちらを確認させていただいて、事前にサービス内容が適正かどうか地域包括支援センターのケアマネージャーの方で確認しています。以上です。

[三浦委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） 例えばポイントの件ですが、人数増やすためにやっているということで良いことではあるのですが、この介護保険料の介護保険の該当者ではない方に対しては例えば一般会計から繰り入れた財源を使って処理をするという方法がいいのではないかと。鳥取県の部分のガイドラインも確認させていただいたところ、若年層へのポイント換金はしていないと載っていたので、その所もポイント換金をしてサポーターを増やす取り組みをしていくなれば一般会計からの繰り入れが適正ではないかなというのが1点。あとケアプラン確認、新規の方は確認をして現状確認してからやっていくということで、この部分は当然だと思うのですが途中で悪化していきましたとか、でも相談する内容が相談していかどうかもわからないという家族やご本人もいらっしゃってなかなかここ難しい部分なのですが、そういう洗い出しも包括の方でやっていけるのかどうか。主たるものがケアマネさんだったりするかとは思いますが、その辺いかがですか。

〔及川町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 町長。

○町長（及川秀一郎君） 一般会計の繰り入れも先ほど説明したとおり12.5%入っているということですから全体的なことではご批判ないということですが、私としてはこういったものは安平町独自で導入をさせていただいて様々な分野で広めていくという目的から言っても合致していると考えています。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） システムをつかってケアプランの点検だとかを行った上で、悪化した場合はどうするのかというお話をいただきました。それぞれサービスを使っている方は担当のケアマネージャーがいまして、ケアマネージャーに繋ぐまでは地域包括支援センターの方でケア支援をしています。その後地域ケアマネージャーに引き継ぎましてケアマネージャーの方でどのようなサービスが必要か、それぞれの事業者のサービス担当者とは会議しながら適正なサービスを提供するようにケアプランを作成しています。その時に包括の方にもケアマネージャーの方から相談があって、そのケアプランが適正かどうか判断させていただいています。悪化したのでケアプランのサービスを変更したいという場合は、その時その時ケアマネージャーの方でサービス担当者会議を開いてケアプランの変更等を行っています。以上です。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

〔米川委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 米川委員。

○2番（米川恵美子君） 220ページが一番上、家族介護支援対策事業って、これ  
どういう事業を考えていたのか、対象者はどれぐらい居たのか伺います。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 220ページ一番上の家族介護支援対策事業補助  
の10万円の扶助費の所かなと思います。こちらは在宅高齢者の福祉事業とし  
て取り組んでいまして、この制度が始まった時にはまだ今ほど介護サービス  
が普及していない時でした。その時にご家族さんの方で在宅で介護をしてい  
る方に対してサービスを利用していない場合に慰労金として支出してきたも  
のです。サービスがこれだけ豊富になってきたところで、今しばらくの間こ  
ちらの事業に関する対象者は居ないということで制度の見直しだとか考えて  
いるところです。以上です。

○委員長（工藤隆男君） あとありませんか。221ページでありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ歳出の質疑を終わり歳入の質疑を行います。  
207ページをお開きください。207、208ページについて質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） まず207ページのところの保険料の未済の関係ですが、  
昨年も確認させていただいたのですが、こちらどうしても普通徴収の部分が  
未済になってしまうということで。しかしながら、この未済が1年続くと保  
険自体使えなくなるということで心配な部分ではあるのですが、戸別訪問な  
ども丁寧にされていて、そのことも周知していくご答弁だったのですが。こ  
のように昨年いただいていたのですが、この部分、滞納繰越の部分もちよっ  
と減っていないように見受けられるのですが対策は例年どおり行っていて変  
化がないのかが1点。

あとは208ページのこちらにも素人で申し訳ないのですが、介護保険の保険者努力支援交付金の部分ですが、昨年は利用抑制していないとのご答弁だったのですが今年度増えている要因を確認させてください。

○委員長（工藤隆男君） 答弁は誰ですか。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 介護保険料の滞納繰越の部分でお話をいただきました。昨年も確かに滞納繰越が多いということで未納の件数も多いということで何か対策をしているのかというご質問をいただいたかと思えます。対策というか動きとしましては例年どおり督促の方を送付させていただいたり、介護認定の申請があった時に未納がある場合はその段階でお話をさせていただいて給付制限がかかるといった内容をご説明させていただいて、分割納付の誓約をいただいて少しずつお支払いいただいている状況にあります。減らない理由は65歳になったばかりの方に送付する納入通知書が届いた段階ではわかりにくいということと、65歳になったら介護保険料は特別徴収になるのではないかとのお話がよく聞かれるのですが、なった時にすぐ特別徴収になるのではなく、普通徴収である期間があってあとは年金機構の方で特別徴収が可能かどうか判断された上で年金からの天引きが開始になるとご説明させていただいています。その中で納付を忘れてしまう方はいらっしゃると思いますので、問い合わせがあった時に一度の納付では金額が大きいということもありますので分割納付のご相談だとか、こちらから提案していただくこともあります。

次の保険者努力支援交付金ですが、令和2年度は確かに138万円という交付金額でした。令和3年度については150万円の交付金と増額しています。増額の要因としては保険者努力支援交付金の成果指標にある指標の方を一つずつ見直し細かく事業を実施していけるものについて加点をいただいたということになっています。以上です。

〔田中副町長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 副町長。

○副町長（田中一省君） 補足させていただきます。評価基準の部分は先ほども説明しましたが医療介護連携事業、認知症施策、地域ケア会議、介護予防事業の実施にかかる部分での評価基準がなんぼか上がったということです。以上です。

○委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) なければ209、210ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) なければ211、212ページ。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) それではサービス勘定の歳出の質疑を行います。228ページをお開きください。228ページで質疑はありませんか。227、228ページではありませんか。歳入の227ページで質疑はありませんか。

[三浦委員挙手]

○委員長(工藤隆男君) 三浦委員。

○7番(三浦恵美子君) 1款サービス収入の関係で2点ほど伺いたいのですが、サービス収入の部分で、昨年の答弁では認定者数が少し減っているがニーズの把握とかもしっかり行って訪問認定調査対策も見落としがないように行っているということでご答弁いただいているのですが、現在も変わらずというかしっかりとされているかどうか1点と。

未済の関係で昨年確認させていただいた部分で平成18年度の未済の分が事業者さんの指定管理前のものの未納分ということで進展はないとお話いただいていたのですが、その後どのようにアプローチをしているのか、この2点を確認させてください。

[佐藤健康福祉課補佐挙手]

○委員長(工藤隆男君) 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐(佐藤光枝君) サービス収入についてですが、介護予防給付費の収入の部分に関してですが、確か認定者数の方はちょっと減少というか今現在は横ばいの状態にあります。こちらに入ってくる収入というのは介護予防の認定を受けていらっしゃる方、要支援1、2の認定を受けていらっしゃる方に対する介護予防支援費になります。ですので令和2年度と令和3年度を比較すると要支援者は令和2年度より約2%増加しています。その中でサービス利用された方に対してはもちろんサービス料をいただく形になりますので、予防の計画費というものはご本人さんからいただくのではなく、

こちらの方で作成して国保連合会に請求をかけて役場の方に収入になるという流れになっています。

もう一つ自己負担収入の未済の部分になります。こちら今現在こちら未済になっている方の分は既にお亡くなりになられた方の分が未済になっている状況です。遺族をこちらの方で探してみても納付についてご相談だとかさせていきたいと今考えているところですので、これからご家族の方とご連絡をとるところです。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 未済の部分ですが、こちら昨年債権放棄も視野に入れてということでアプローチを考えていると伺っていたのですが、それも今も変わっていないのか。先にご家族を探して納付してもらうことが前提だとは思いますがいかがですか。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。  
○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 債権放棄も簡単なものではありませんので、まずご家族に連絡を取って納付の意思確認をさせていただきたいと思っています。以上です。

- 委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） なければ以上、両事業勘定の歳入歳出の質疑を終わり総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。  
○7番（三浦恵美子君） 何回もすみません。介護サービスの関係の総括で伺いたいのですが、昨年よりも不用額がちょっと増えてしまっていて元年度から触れていることなのですが事業者の方々の経営も心配であるということで、コロナ交付金を活用しての利用料の支援なども行っていると。利用者さんが入院している時の入所利用料の支援も行っているという答弁で良いことだなと思ったのですが、今現在町民の皆さんも良くご存知のとおり大きく変化した地域医療体制のもと事業者の方々や介護職の方々が不安だという声が大き

く聞かれていまして、人材不足のために技能実習生の制度も導入された事業者さんもいらっしゃると思いますので、様々多方向から考えて技能実習生導入にあたっての支援を考えてみたりとか様々今後どのようにこの支援を行っていくかの方向性があれば伺いたいと思います。

〔佐藤健康福祉課補佐挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 健康福祉課補佐。

○健康福祉課補佐（佐藤光枝君） 町内の介護事業所の方、2つの事業所の方で既に外国人技能実習生が就業しているところです。今現在7名の方が町内で介護職として働いていらっしゃいます。確かに技能実習生を迎えるには事業者さんの負担も大変大きなものがありますので、町としては何かしら事業者のお手伝いができるようなことを考え令和5年度から実施できるよう実施計画の方を上げさせていただき、受け入れにかかる経費の方を支援していきたいと考えています。以上です。

○委員長（工藤隆男君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対して反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 反対の意見がないようですので、意見がなければ討論なしと認めます。それでは直ちに採決をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第4号、令和3年度安平町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することに異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認めます。したがって認定第4号については審査の結果認定すべきものと決定しました。

○委員長（工藤隆男君） ここで3時10分まで休憩します。

休憩 午後 2時54分

---

再開 午後 3時10分

○委員長（工藤隆男君） 再開します。お知らせします、産業振興課長が業務のため退席することをご報告します。健康福祉課課長補佐が退席しましたのでこれも併せて報告させていただきます。

---

◎ 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第5号

○委員長（工藤隆男君） それでは本委員会に付託された認定第5号、令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。説明を求めます。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） それでは決算書に沿いまして令和3年度の安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書の概要をご説明させていただきます。232ページをお開きください。令和3年度事業の特徴としては令和2年度中に胆振東部地震による災害復旧工事を終えたことにより安平地区と追分地区で下水本管の新規設備工事を再開しています。また、処理場関係では早来浄化センターで中央監視装置の改築更新を実施しています。そして決算の結果としては歳入合計7億811万5375円、歳出合計7億147万1129円となり差引残額664万4246円を翌年度繰越としています。

順に歳入の決算から233ページ下段歳入合計欄をご覧ください。予算現額の合計7億669万7000円、調定額の合計7億1346万5201円、収入済額の合計7億811万5375円、不能欠損額の合計56万3826円、収入未済額の合計478万6000円

となり予算現額と収入済額の対比はプラス0.2%となっています。

それでは歳入の具体的な内容について事項別明細書236ページへ移動いたします。1款分担金及び負担金の合計は調定額362万2621円に対し収入済額241万7185円、不能欠損額33万3036円、収入未済額87万2400円となります。この不能欠損の内訳については追分処理区の1項1目分担金では13名の消滅時効によるもので、理由は受益者死亡による遺留財産なし、生活困窮、居所不明、制度の不理解等により不能欠損額31万7436円。次に早来安平処理区の2項1目負担金では制度の不理解により1万5600円を不能欠損処理としています。尚、収入未済額のまとめについては分担金69万3600円、負担金17万8800円の合計87万2400円を滞納繰越として整理しています。これらの滞納繰越金については今後とも受益者の方々へ事業の必要性を説明し、繰り返しお支払いの要請を続けて参ります。

次に2款使用料及び手数料1項1目下水道使用料は調定額9441万4490円に対し収入済額9027万100円で不能欠損額23万790円、収入未済額391万3600円を滞納繰越金としています。尚、下水道使用料の不能欠損処理については滞納者死亡による理由財産なし、生活困窮、居所不明等の理由により消滅時効を迎えたものによるです。次に237ページ2項手数料は、排水設備工事にかかる申請や指定工事店及び責任技術者の申請更新の手数料収入のまとめとなります。

続きまして3款国庫支出金1項1目都市計画費補助金は補助対象事業の工事や委託等の財源としての交付金で6997万1550円の収入となります。

次に4款繰入金1項1目一般会計繰入金は企業債の元利償還金、また会計財源の調整にあたるため3億6908万8000円を一般会計より繰り入れを受けたものです。

続きまして5款繰越金は令和2年度決算による剰余金の繰越しで727万4747円。

次の238ページにわたる6款町債1項1目下水道債については備考欄に内訳を記載していますが、通常建設事業の財源としての公共下水道事業債と一般会計の負担緩和のため企業債の償還にあたることのできる資本費平準化債の借入れ。尚、公益企業会計適用債は、会計システムの改良等を令和4年度へ先送りしたため減額整理となっています。

次の7款諸収入1項1目雑入については、令和2年度の消費税申告により還付金と還付加算金6000円が発生しています。

続きまして歳出についてご説明します。一度234ページまでお戻りいただき下段の歳出合計欄をご覧ください。予算現額の合計7億669万7000円に対し支出済額の合計が7億147万1129円となり不用額は522万5871円とし執行率は99.3%となっています。

それではこの歳出の内容について事項別明細書239ページへの移動をお願いいたします。備考欄に主な内訳は記載していますが順にご説明させていただきます

ます。初めの1款管理費は事業の経常継続的な経費であり、予算現額1億4032万5000円に対し支出済額が1億3674万9077円となり執行率は97.5%となっています。まず1項1目7節報償費の受益者分担金前納報奨金は分担金の全額前納に対しての報奨金で、内訳は年額前納1件、全額前納4件の合計となります。次の8節旅費はコロナ禍の影響で関係総会が中止または道外での研修会の参加を見送ったため全額を補正にて整理しています。次の10節需用費と11節役務費の内容は備考欄に記載のとおり。12節委託料は下水道施設の耐震診断された電子台帳システムの保守点検料、次の13節使用料及び賃借料はこのシステムを構成する機器のリース料となります。17節備品購入費はバンタイプのコピー機購入にかかる年賦金の支払い。次に240ページにわたる18節負担金補助及び交付金の内訳は備考欄に記載のとおり。次の22節償還金利子及び割引料は下水道使用料等の還付事例がなく、次の26節公課費については令和2年度分取引にかかる確定分と令和3年度分の中間申告の消費税及び地方消費税は還付となったため納付額はございませんでした。続きまして2目施設管理費に移ります。これらの科目は早来、追分、安平各浄化センターや下水道施設の維持管理等の経費となります。まず10節需用費消耗品費は、主に油漏れ事故による下水道への流入に備えるため給油フェンスやシートを購入したもの。燃料費は非常用発電機用の利子類や軽油代。修繕料は計画的に実施している浄化センターやマンホールポンプ場機器の分解整備や不測の故障に対応した計7件の費用となります。次の11節役務費通信運搬費は追分浄化センターでの専用回線使用料。手数料は浄化センターに備えてあります非常用発電機の電気保安管理委託料で、保険料は下水道施設にかかる損害保険及び火災保険料となります。次に241ページにわたる12節委託料の内容に移ります。脱水污泥処分業務委託料は早来、追分各浄化センターから発生する污泥約514トンの運搬と処分費となります。次の管内清掃業務委託料は下水道本管及び取り付け管の閉塞事故等に対応した費用。污泥運搬業務委託料は安平浄化センターから発生する濃縮污泥48m<sup>3</sup>を早来浄化センターへ運搬した費用となります。次の浄化センター維持管理委託料は各浄化センターとポンプ施設の維持管理を電気料や薬品購入費を含め包括的に民間委託しています。最後の下水道施設維持補修委託料は下水施設の内接部において経年劣化や途上により発生する段差等の対応やアスファルト舗装の補修等に要した費用となります。次に13節使用料及び賃借料はJR敷地にかかる下水施設5件の賃借料。15節原材料費は浄化センターの污泥脱水機の消耗部品や污水ポンプの交換部品等の購入費となります。次に17節備品購入費は追分浄化センターで使用している大型除湿器や非常用の水中ポンプの購入。また水質試験機器の故障に伴う更新となっています。

次に2款事業費に移ります。この2款では職員の人件費や補助事業にかかる事務経費また浄化センターの改築更新工事委託料そして通常の工事請負費を支出しています。予算現額1億9325万1300円に対し支出済額は1億9209万

4336円で執行率は99.4%となります。それではまず2款1項1目下水道整備費について2節給料から242ページにわたる3節職員手当等、4節共済費までは下水担当職員4名の人件費等の経費で、詳細は備考欄に記載のとおりとなっています。次に8節旅費は補助事業にかかる申請等の普通旅費で、10節需用費の消耗品費は参考図書の購入や大型複写機用の用紙や専用インクの費用、燃料費は公用車2台の燃料費となります。次に12節委託料について、公共下水道測量調査設計委託料は下水道工事に伴い隣接する家屋に対して工事による影響の有無を調べる調査費。次の下水道施設公共下水道施設改築更新工事は、早来浄化センターで耐用年数を迎えた監視制御装置について改築更新を日本下水道事業団へ委託しているものです。次の地方公営企業法適用業務委託料は資産整理の準備に時間を要したため翌年度へ変更しています。次に13節使用料及び賃借料、駐車場使用料については駐車場券購入等の実績はありませんでした。次に243ページにわたる14節工事請負費、公共下水道施設新設工事は安平地区で2件と追分地区で1件の下水道本管新設工事と安平での工事で支障となる水道本管の切り回し費用の計上となります。次の公共下水道施設改築修繕工事は各浄化センターで汚泥貯留槽の内部防蝕工事を実施しています。次に18節負担金補助及び交付金は一般職員4名の退職や福祉にかかる負担金で、詳細は備考欄に記載のとおりです。

続きまして3款交際費に移ります。予算現額3億7264万2000円に対し決算額3億7262万7716円で執行率は99.9%となります。この内容については、これまで下水道事業の財源として借入した下水道事業債及び資本費平準化債の元利償還と年度末の一時借入金の利子を記載のとおり支出しています。

次に4款予備費については年度途中で早来から追分に住居を移した職員に対しての職員通勤手当へ2万1300円を充当しています。

以上で令和3年度安平町公共下水道事業特別会計決算概要の説明を終わらせていただきます。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（工藤隆男君） 説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。歳出からページごとに質疑を行いますので決算書239ページをお開きください。239ページ質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ240、241ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ242、243ページ。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） こちらの一般会計と同様に確認だけさせていただくのですが、243ページの所の利子の部分の一時借入金。こちら昨年度は7億1000万借りたということだったのですが、今年度はいくら借りるか伺います。

〔蟹谷水道課長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 水道課長。
- 水道課長（蟹谷光宏君） 令和3年度については、この一時借入金を2億円借入しています。期間は2日間で利息が0.75%で2日間の利子の利息の8219円となっています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） こちら町全体を見ながら調整して額を決めているということだったのですが、限度額いくらだったか確認させてください。

〔蟹谷水道課長挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 水道課長。
- 水道課長（蟹谷光宏君） おっしゃるとおり、この下水会計での借入金の額は町内全体で財政及び会計課と調整しながら決めています。予算上の限度額は2億5000万と定められています。以上です。

〔三浦委員挙手〕

- 委員長（工藤隆男君） 三浦委員。
- 7番（三浦恵美子君） 4条適用でよろしいということですね。はい、わかりました。

- 委員長（工藤隆男君） あとはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（工藤隆男君） 下水道会計歳入の質疑を行います。236ページをお開き

ください。236ページ。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちらも例年確認させていただいて説明にも入っていたかと思うのですが分担金及び負担金の部分。不能欠損に理解いただいている方も落ちたという部分の説明があったかと思うのですが、今年度残っている未済額に関しても、こちら理解していただけない方への分も残っているのかどうか。また、回収の目途がどの程度たつのか。難しいのかもしれないですけどわかる範囲でお願いします。

〔蟹谷水道課長挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 水道課長。

○水道課長（蟹谷光宏君） まず分担金の追分地区での下水道分担金の収入未済額69万3600円ですが、こちらのほとんどは追分地区の白樺1丁目にある土地にかかるものです。昭和50年代に本州の、関東の方が多く使用されていると認識しています。その当時はいずれ北海道に別荘とか、中には投機的に投資の目的で購入された方が多いと聞いています。ただ、やはり不能欠損とならないように定期的に督促状はお送りするつもりです。中には令和2年度の件ですが土地が売れたからまとめて全部払う、その時は6万4000円を一度に払っていただいた件もありますので、こちらについては粘り強くお知らせしていこうと考えています。次の2項の負担金ですが、こちら早来地区にかかるものです。こちらについても制度の不理解等の方がいらっしゃいますので、そういう方には下水道の事業の意味と環境に対しても有効であることを繰り返し説明して何とか払っていただくように努力していこうと考えています。以上です。

○委員長（工藤隆男君） あとありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） それでは237ページを終わらしまして、なければ歳入の238ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ以下の歳出歳入の質疑を終わり、総括的な質

疑をお受けしたいと思います。総括的な質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 討論なしと認めます。それでは直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第5号、令和3年度安平町公共下水道事業特別会計歳入歳出の認定については、審査の結果認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(工藤隆男君) 異議なしと認めます。したがって認定第5号については審査の結果認定すべきものと決定しました。

---

◎ 令和4年第8回安平町議会定例会 認定第6号

○委員長(工藤隆男君) 本委員会に付託された認定第6号、令和3年度安平町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書の別冊となります。説明を求めます。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長(工藤隆男君) 水道課参事。

○水道課参事(谷村英俊君) 令和3年度の安平町水道事業会計決算の概要についてご説明します。別冊の令和3年度安平町水道事業会計決算書1ページをお開きください。決算報告書の(1)収益的収入及び支出の収入第1款第1項営業収益は、水道料金及び給水工事手数料等で決算額1億6988万420円。第

2項営業外収益は、一般会計繰入金のうち企業債償還利子の一部。早来臨空工業団地内の専用水道施設の管理受託収入長期前受金戻入などで1億2363万6897円。収益的収入全体では決算額2億9351万7317円となっています。続いて支出第1款第1項営業費用は各水道施設の維持管理費、人件費、減価償却費などで3億629万805円。第2項営業外費用は起債償還利子などで2127万8805円。第3項特別損失は居所不明などで不能欠損処分とした水道料金9名分30万5480円及び水道料金の過年度還付金2万4830円の計33万310円で、収益的支出全体で3億2789万9920円の決算額となっています。

続いて2ページ(2)資本的収入及び支出の収入、第1款第1項企業債は配水管工事の財源として4720万円、第2項負担金は地方公営企業繰出基準に準じた一般会計繰入金など4174万2785円、第3項補助金は緊急連絡管新設事業の国庫補助金577万5000円となり、資本的収入全体で9471万7785円の決算額となります。次に支出第1款第1項建設改良費は水道管敷設工事費などで8154万7826円、第2項企業債償還金は元金分の償還金として7924万2966円となり、資本的支出全体で1億6079万792円の決算額となっています。

3ページ損益計算書は企業の経営成績を示すものですが、令和3年度決算において3ページ下段から4行目当年度純損失が3957万2103円となり、前年令和2年度の繰越利益剰余金1039万1109円とその他未処分利益剰余金変動額5108万66円との差引額2189万9072円が令和3年度末の繰越利益剰余金となります。

4ページの剰余金計算書、こちらは剰余金の増減変動の内容を表すものです。ここでは当期の企業債償還額に際して減債積立金の使用額5108万66円を未処分利益剰余金に振り替えています。

5ページからの貸借対照表は企業の財政状況を示すもので、企業が保有する全ての資産、負債及び資本を表すものとなります。資産の合計と負債、資本の合計が同額となりバランスシートとも言われています。資産合計35億1091万6549円に対して6ページになります負債合計が27億9800万1413円、こちらと7ページの資本合計7億1291万5136円を合わせると資産合計35億1091万6549円と同額になります。

8ページ以下は財務諸表付属書類となります。8ページの安平町水道事業キャッシュフロー計算書は、まず1業務活動におけるキャッシュフロー、2投資活動によるキャッシュフロー、3財務活動によるキャッシュフローで構成されていますが、発生主義会計であります地方公営企業会計制度では収益、費用を認識する会計期間と現金収支を認識する時期に差異が生じることから現金の収支の流れを示すものとなっています。

続きまして安平町水道事業の概要説明をします。9ページをお開きください。令和3年度末の給水人口は前年度対比で127人減少の6509人。給水戸数は35戸減少の3392戸となりました。年間総配水量は前年度対比で5.73%減の80万9733m<sup>3</sup>となっています。有収水量については1万7060m<sup>3</sup>減少し71万78m<sup>3</sup>と

なりましたが、有収率については3.04ポイント増の87.69%となっています。収益的収支については税抜きとなります。収益的収入 2億7752万4841円に対し収益的支出 3億1709万6944円となり、純損失が3957万2103円となりました。資本的収支については税込みで資本的収入9471万7785円に対し資本的支出は 1億6079万792円となり、不足する6607万3007円については消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度損益勘定留保資金及び減災積立金で補填をしています。

次に14ページから16ページの収益費用明細書により主な事項について説明します。こちら税抜き表示となっています。収益の1款水道事業収益は水道料金、一般会計繰入金、受託事業収入が主な収入となります。1項営業収益 1目給水収益 1億5306万3575円は前年度対比で195万8987円1.26%の減となり、この要因については給水人口の減少によるものと考えています。また、水道料金の収入未済額については令和4年3月31日現在で平成25年度から令和3年度分について349件、654万985円となっています。水道事業会計については出納整理期間がなく3月31日で打ち切りとなることから令和3年度3月分の未済額が高額となっていますが、令和4年10月25日現在では291件、199万9450円、約31%の収納があり収入未済額は58件454万1535円となります。収納率についてはこの段階で97.2%となっています。2目その他営業収益は給水工事手数料及び指定業者等登録手数料で151万500円となっています。2項営業外収益は起債利子の償還にかかる他会計補助金など備考欄に記載のとおりとなります。

15ページ1款水道事業費用は各水道施設等の維持管理経費、職員人件費などが主な支出となります。1項1目原水及び浄水費は浄水場の維持管理に要する経費、2目配水及び給水費は技術系職員4名の人件費と管路維持、水道メーター管理に要する経費などで、16ページにわたる3目総係費は職員1名分の人件費と水道事業経営全般にかかる経費で構成されています。4目減価償却費から3項特別損失までは備考欄に記載のとおりとなりますが、特別損失である水道料金不能欠損処理額については居所不明等による徴収停止として9名27万7710円。それとその他2万2573円は水道料金過年度還付金となっています。

次に資本的収支明細書の17ページ1款資本的収入は企業債借入、一般会計繰入金、国庫補助金が収入となりそれぞれ記載のとおりとなります。18ページ1款資本的支出1項建設改良費は国庫補助事業にかかる事務費、水道管敷設にかかる工事費などを支出するもので、主な事業については決算書12ページに重要契約の要旨を掲載していますので後ほどご参照願います。2項企業債償還金は企業債償還金のうち元金分の支出となります。19ページ、20ページの固定資産明細書については5ページの貸借対照表固定資産と同額となっています。21ページと22ページ企業債明細書については未償還残高の合計が6ページの企業債と同額となっていますので、後ほどご参照願います。以上

で概要説明を終わります。ご審議の上ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（工藤隆男君） それでは説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。本会計については初めに収益費用の質疑を行い、次に資本的収支について質疑を行い、その後総括的な質疑、討論の後に認定すべきものか否かを決したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。収益的費用の質疑。それでは収益的費用の質疑を行いますので決算書15ページをお開きください。1款水道事業費用については15ページから次の16ページまで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 質疑ないことを確認します。なければ費用の質疑を終わり、収益の質疑を行います。14ページをお開きください。1款水道事業収益について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） ないことを確認しました。それでは資本的収支、支出の質疑に移ります。18ページをお開きください。1款資本的支出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 質疑がないと認めます。なければ収入の質疑を行います。17ページをお開きください。1款資本的収入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければ総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

〔三浦委員挙手〕

○委員長（工藤隆男君） なければ、あ、三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） こちら各財務諸表を確認させていただきました。純損失と繰越利益剰余金と未収金を見させていただくと、昨年度の答弁とおりに料金の回収や経費削減に努めて努力されているということがわかりました。徴収率の目標は90%だとおっしゃっていたのですが、そちら今後達成する見込みはあるかどうか。しかしながら、未収金が減額してっていないのと現金も減っている傾向があるので、先ほど町長も答弁されていましたが水道料金の改定も避けられないということも見えてくるのではないかなと思うのですが、できればこのまま努力も続けていただき上げを食い止めるとか、もしくは最小限にするということできないかどうか、この方向性を伺いたい。大きな動きは5年度以降になるのかなと思うのですが、いかがですか。

〔谷村水道課参事挙手〕

○委員長（工藤隆男君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） まず徴収率の目標ですが、こちらもちろん高ければ高いほどいいのかなとは思っていますが、徴収率も最近でいけば横ばいなのですが、96%とか97%ぐらいのところでは横ばいの状態にはなっていないのですが、対応しているところでは担当者が滞納者と面談を行って口座振替の利用促進ですとか滞納者に合わせた夜間の徴収を実施したりとか、また分割納入によって計画的に納入できるように滞納者の方の実情も考慮しながら収納率の向上に努めているといったことをやっています。それについてはこれまでと変わらずと言いますか、引き続きそういったことを行いながら徴収率を上げていきたいと考えています。それと水道料金の見通しと言ったらいいでしょうか。こちら、ちょうど3年度の決算の話なので3年度の話をする令和4年3月議会の中で令和4年度に水道ビジョンの策定をして水道料金改定の方向性をお示ししたいと答弁したと記憶しています。現状としては財政推計と人口推計それと施設の更新、更に配水管路の耐震化と水道水源の確保など様々な課題に対してこれからこういった方向性がいいのだろうかということで、今年度水道事業基本計画ということの水道がこれから目指すべき方向性を決めるためのコンサルに委託をしています。その中で水道料金の改正も合わせて調査研究をしていく状況になっています。水道料金の改正については、いきなり改正ということもありません。それで調査研究の結果に基づき実施されるものではありませんが、住民説明会を開催して更に新たに水道ビジョンも作ってそれからの、もし水道料金の改正ということになったとしてもそれからの話になりますので、早くても令和6年以降になるだろうと考えています。以上です。

[三浦委員挙手]

○委員長（工藤隆男君） 三浦委員。

○7番（三浦恵美子君） すぐに上がらないとご答弁をいただいて少しは安心したのですが避けられないのかなということもあるのですが、担当課としてもできれば町民、水道料金上がってしまったらまた納められない方も増えていくかもしれないので抑えたいなど考えてらっしゃると思うのですが、計画やビジョンができてからということにはなると思うのですが、できるだけ上げなくて済む方向でコンサルさんとも話をさせていただけるかどうか伺います。

[谷村水道課参事挙手]

○委員長（工藤隆男君） 水道課参事。

○水道課参事（谷村英俊君） 水道料金を上げることを前提で考えてはいないです。水道料金を据え置きのままでもできるかどうかを優先順位に置きながらコンサルと協議しているところです。以上です。

○委員長（工藤隆男君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） なければこれで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本件に対し反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 討論なしと認めます。それでは直ちに採決をしたいと思いますがご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認め採決します。本委員会に付託された認定第6号、令和3年度安平町水道事業会計決算の認定について、審査の結果原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 異議なしと認めます。したがって認定第6号については審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

○委員長（工藤隆男君） 以上で本委員会に付託された令和3年度安平町一般会計及び4事業特別会計、水道会計の決算審査を終了します。町長をはじめ職員の皆様、監査委員の皆様には本委員会の議事運営にご協力を賜り厚くお礼申し上げます、これにより委員会において審査意見の取りまとめを行いますので説明員の皆様はここでご退席いただきたいと思いますので大変ご苦勞様でした。暫時休憩します。

（暫時休憩）  
（説明員退席）

---

◎ 委員長あいさつ及び取りまとめと閉会宣告

○委員長（工藤隆男君） 休憩前に引き続き委員会を再開します。委員の皆様2日間にわたってご審議大変ご苦勞様でした。これから今回の委員会の審査報告を箱崎副委員長とまとめ12月定例会に報告することになりますが、皆様から報告書に記載すべきご意見がありましたらお聞きしたいと思います。ご意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（工藤隆男君） 意見があれば発言していただき報告書の中に記載するかどうか協議を行います。ないですね。それでは本委員会に付託されました事件の審査は全て終了しましたので委員会を閉じさせていただきます。決算審査特別委員会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午後4時01分

会議の経過を記録してその相違ない事を証するため、安平町議会委員会条例第26条第1項及び安平町議会会議規則第123条の規定を準用し、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長

---

署名委員

---

署名委員

---